

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年11月



株式会社 **ツクイスタッフ**

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式219,300千円（見込額）の募集及び株式516,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式116,100千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年11月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書



株式会社 **ツクイスタッフ**

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

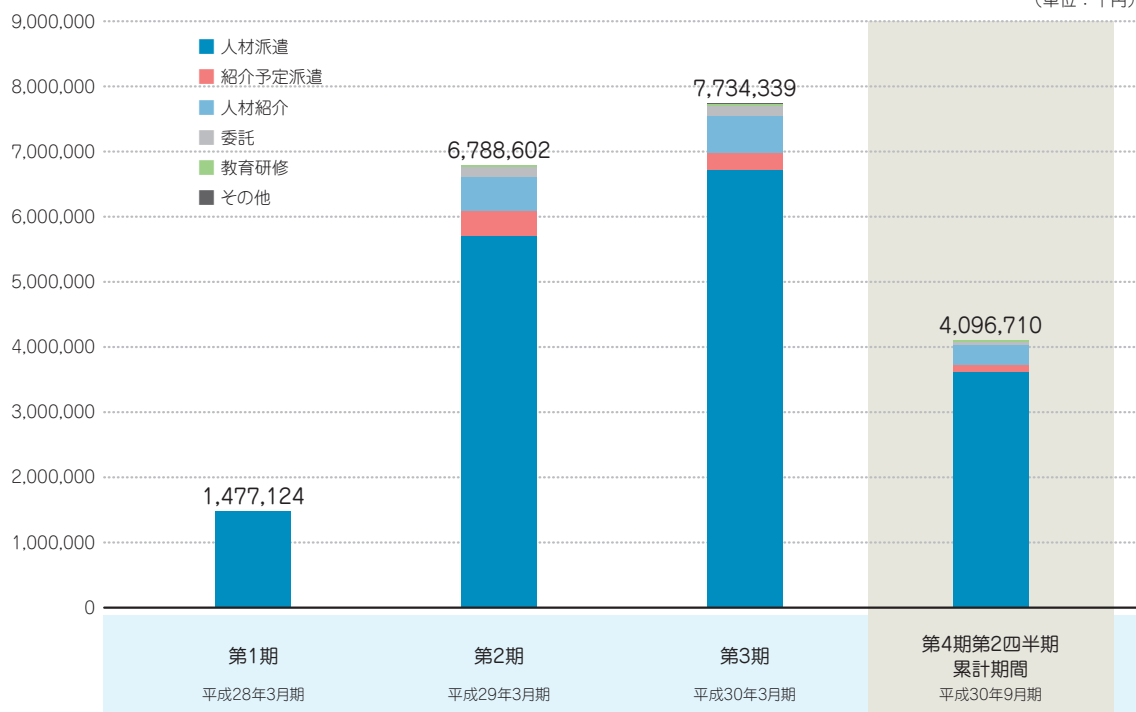
① 事業の概況 >

当社は、介護・医療に特化した人材サービス事業として、労働者派遣法に基づく人材派遣・紹介予定派遣、職業安定法に基づく人材紹介、自治体からの委託、福祉施設等の従業員を対象にした教育研修等を行っております。

少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、介護・医療業界においては、有効求人倍率が恒常的に全産業を大きく上回る水準で推移しております。特に介護業界においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向かい職員不足が深刻化することが予想されており、求人需要の更なる高まりにより人材サービス市場の拡大が見込まれます。

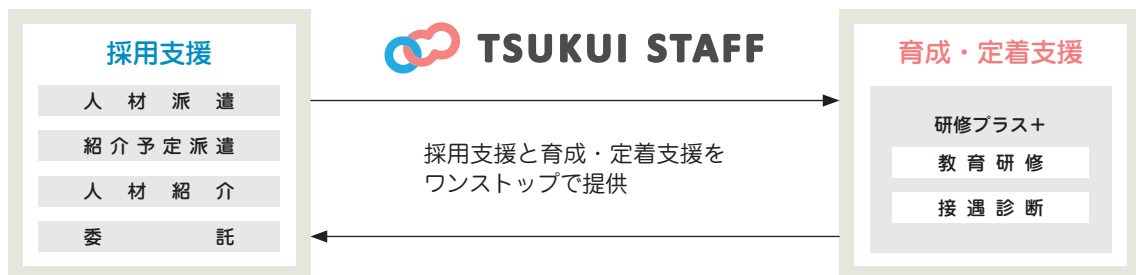
▶ 売上高推移

(単位：千円)



- (注) 1. 売上高には消費税は含まれておりません。
2. 当社は平成28年1月4日に株式会社ツクイより新設分割にて設立のため、初年度である平成28年3月期より記載しております。第1期（平成28年3月期）は平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間となっております。
3. 第1期については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

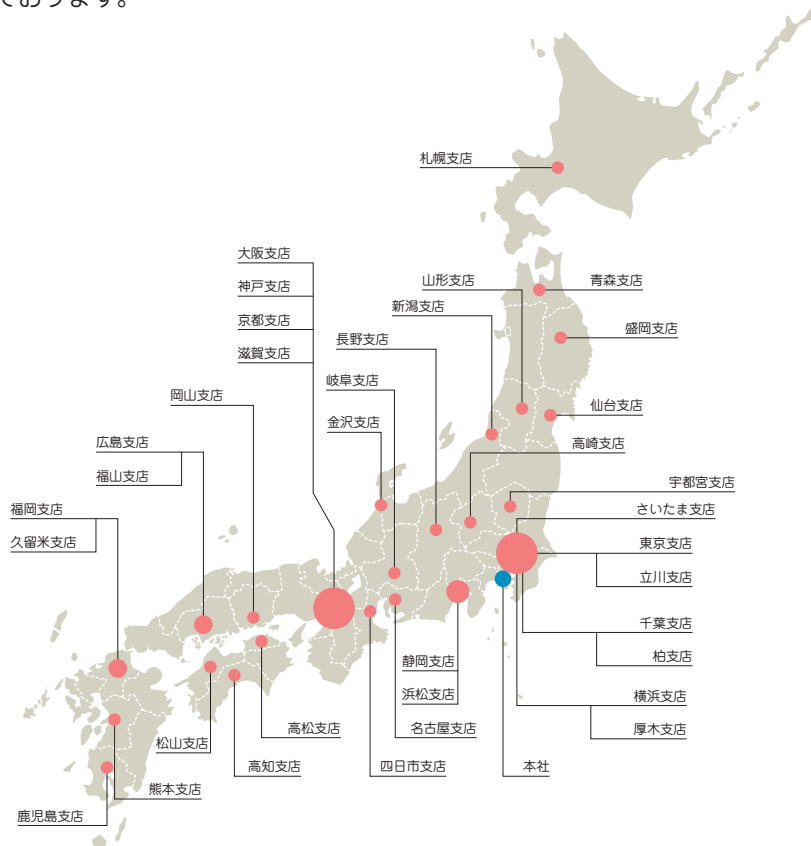
当社が展開する介護・医療業界に特化した人材サービス事業では、人材の採用支援、育成・定着支援及び課題解決に向けた業務支援をワンストップで提案しており、クライアント及び求職者にとってなくてはならない企業へ成長を続けてまいります。



② 事業の内容 >

(1) 事業の特徴

人材派遣・紹介予定派遣・人材紹介については、福祉業界での慢性的な人材不足による需要拡大を見込み、本書提出日現在、主に県庁所在地、政令指定都市等を中心に全国36支店を開設し運営しております。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を中心とした福祉施設、民間の有料老人ホームや医療機関が主な取引先であります。併せて自治体が実施する「現介護職員等養成支援事業」等を、本書提出日現在、福岡県、香川県、高知県において受託しております。教育研修については、福祉施設等を運営するクライアントのニーズをもとに、介護現場の課題に特化した接遇・マナー、組織力向上、介護技術研修等を行っております。



①人材派遣

当社は、豊富な登録者の中からクライアントのニーズに合った即戦力となるスタッフを派遣しております。人件費のコストダウン、急な欠員補充など様々な要望に対応しております。また、派遣スタッフに対してはビジネスマナーや派遣スタッフとして働くための心構えなど就業前研修を実施するとともに、コミュニケーション力、リーダーシップ向上など派遣スタッフの状況に応じた段階別研修のプログラムを用意し、スキルアップを図っています。契約期間中はキャリアアドバイザーが派遣先を訪問し、就業中のスタッフのフォローを行います。就業に関することから契約更新の確認、悩み事の相談までサポートに努めております。

②紹介予定派遣

直接雇用（正社員・準社員・パートなど）を前提に、一定期間派遣スタッフとして就業し、派遣期間の終了時に派遣スタッフと派遣先の双方が合意すれば、直接雇用としての採用が決まる働き方です。派遣の期間は最長6ヵ月と定められており、派遣期間を試用期間として働くことになります。紹介予定派遣のメリットは人材派遣のメリットに加え、派遣期間中にクライアントはスタッフの人物等の確認をし、登録スタッフはクライアントの職場環境等を確認できるため、雇用のミスマッチを低減することができます。

③人材紹介

当社は登録スタッフの直接雇用を検討しているクライアントに、社員・パートなどとして就業を希望するスタッフの紹介を行っております。求職者のキャリア、スキル、希望職種、希望就業条件等のヒアリングを行っており、登録したスタッフの中から、クライアントの要望に応じた適切なスタッフを選出し紹介しますので、マッチング率が高まり、ミスマッチが起こりにくいの大きなメリットであると考えております。

④委託

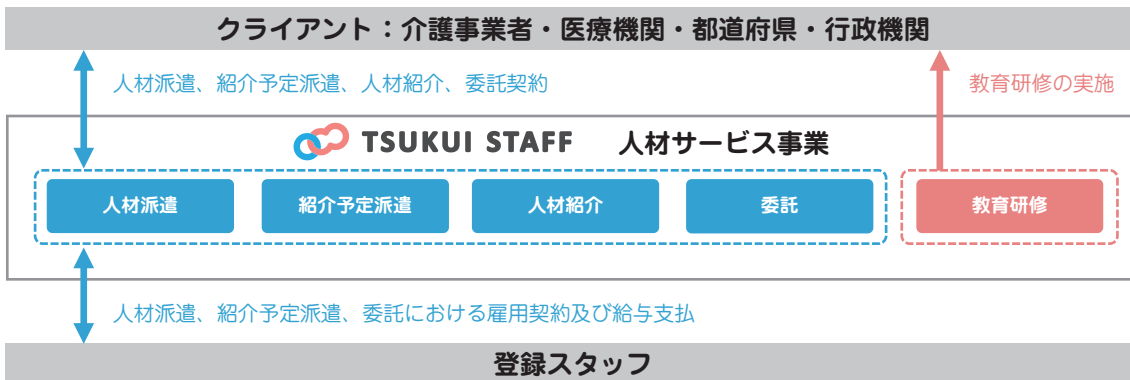
自治体が特定の分野に特色を持つ第三者に、契約をもって業務を委ねる協働の形態であり、事業の内容は告示される委託により異なります。

当社では、自治体が緊急雇用創出事業（失業者や地域求職者等の就業機会の創出を図るための事業）として実施する「現任介護職員等養成支援事業」等を、事業の公募を受け、一般競争入札及び指名競争入札などで受託しております。この事業は、自治体に属する介護サービス事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合に、当該不在となる職員の代替職員を派遣するものです。

⑤教育研修

従業員の育成を図りたいクライアントから教育研修の依頼を受け、現状の課題などのヒアリングを行い、ニーズにあった研修プログラムを作成し、講師が出講します。

当社は、介護・医療に特化した教育研修サービス「研修プラス+」を提供しており、クライアントの人材育成に貢献し、離職防止を目指しております。介護・医療の現場経験及び資格を有する講師が全国各地のクライアントを訪問し、クライアントのニーズに合わせてカスタマイズした研修を行います。都道府県・市区町村の社会福祉協議会からも依頼をいただいております。介護現場での接遇・マナー研修、組織力向上研修、介護技術研修など20以上のテーマが出講可能で、その他現状のクライアントの接遇などを数値化することにより、客観的な評価をする「接遇診断サービス」なども行っております。



当社の主なクライアントは以下のとおりであります。

入所系介護施設、在宅系介護施設、医療機関など	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付及び住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、デイケア、グループホーム、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、ケアハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、病院、クリニック、障がい者施設、保育園など
------------------------	---

当社の派遣スタッフ及び登録スタッフの保有している主な資格は以下のとおりであります。

介護系資格	介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、ホームヘルパー1級・2級・3級、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事任用資格など
医療系及びその他資格	看護師、准看護師、保健師、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、放射線技師、臨床検査技師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭1種・2種、保育士、医療事務など

当社は、クライアント及びスタッフの双方の多様なニーズに応じた様々なサービスを提供しており、今後も時代や社会の変化に対応できる働き方の提案を目指してまいります。

(2) 当社の特徴について

①介護・医療に特化した事業展開

介護・医療業界は、介護福祉士や看護師等の資格を必要とする専門性の高い業界であります。介護保険制度が制定された平成12年当時は、当業界における人材派遣や人材紹介が世間に浸透しておりませんでした。当社は、株式会社ツクイから分社前の平成13年より介護・医療業界に特化した人材サービスを展開しております。これまでに蓄積した業界に関する専門知識や経験から生まれた信頼により差別化を図り、多くのクライアントやスタッフに選ばれる人材サービス会社を目指しております。




少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）に向かって介護分野においては介護職不足が更に深刻化することが予想され、将来にわたり良質な人材を安定的に確保していくことが重要な課題となっております。当社は人材獲得のために、全国に支店を有することで可能となる地域別求人戦略（注1）と自社WEBサイトプロモーション（注2）をより強化するとともに、資格取得支援や教育訓練のコンテンツを充実させることで人材の育成を図っております。

当社は、人材派遣、人材紹介サービスによる採用支援や、教育研修サービスによる人材育成及び定着支援等、課題解決に向けた各種提案を実施しております。

(注1) 地域別求人戦略

種別	取り組み
職場見学会	人材派遣及び人材紹介を希望するクライアントに対し、「働く前に職場を見てから決める」をコンセプトに、面接及び就労前に職場環境や業務内容等を把握する機会を設けるイベントです。クライアントから人材派遣、人材紹介の受注と登録スタッフの紹介から就業までワンストップで承っております。
適職フェア	複数のクライアントが1ヵ所に集まり、求職者に対して採用担当者が会社説明を行うイベントです。求人企業10~30社にブースを出展していただき、当社は、事務局として合同会社説明会を運営いたします。求職者は、1日で複数の企業の話聞くことができるため、効率の良い就職活動が可能となります。採用が決まった際には、人材紹介契約を締結します。
就職相談会	全国36支店内や各地域にあるショッピングセンターなどの商業施設や公共施設に相談ブースを仮設し、仕事に関する悩みなどを通じた就職相談やスタッフの登録を行います。

(注2) 自社WEBサイトプロモーション

WEBサイト分野	目的
「TSUKUI STAFFの介護・医療職専門求人サイト」 求人案件数：40,977件 (平成30年9月30日現在)	 クライアントから依頼をいただいた人材派遣、紹介予定派遣、人材紹介の求人情報を扱う求人サイトです。常に最新情報をアップロードすることで、派遣スタッフ及び求職者の確保に努めております。
「かいごGarden」 介護業界情報サイト	 在職中ですぐに転職活動が出来ない方、業界に興味をお持ちの方などの潜在層を中長期的に支援する情報サイトです。介護業界のお役立ち情報や、介護の仕事のお悩み情報などを掲載しております。
「研修プラス+」 教育研修サービスのプロモーションサイト	 外部研修の導入を検討しておられるクライアント向けの当社の教育研修の情報サイトです。相談から研修の依頼まで承っております。

②専門性の高いキャリアアドバイザー

人材サービスの提供を担当する従業員を「キャリアアドバイザー」と呼んでおり、全国36支店で119名（平成30年9月30日現在）が在籍しております。キャリアアドバイザーの中には、介護職員初任者研修などの資格保持者が在籍しております。派遣スタッフや求職者にとって、現場の仕事を理解し、アドバイスを受けられる専門性の高いキャリアアドバイザーが在籍していることは当社の強みであると考えております。

各支店の従業員が保有している資格は以下のとおりであります。（平成30年9月30日現在）

資格名	人数
介護職員初任者研修、実務者研修	39名
ホームヘルパー1級・2級	21名
介護福祉士	7名
社会福祉士、社会福祉主事任用資格	7名
介護支援専門員、柔道整復師、精神保健福祉士、栄養士、調理師	7名
合計	81名

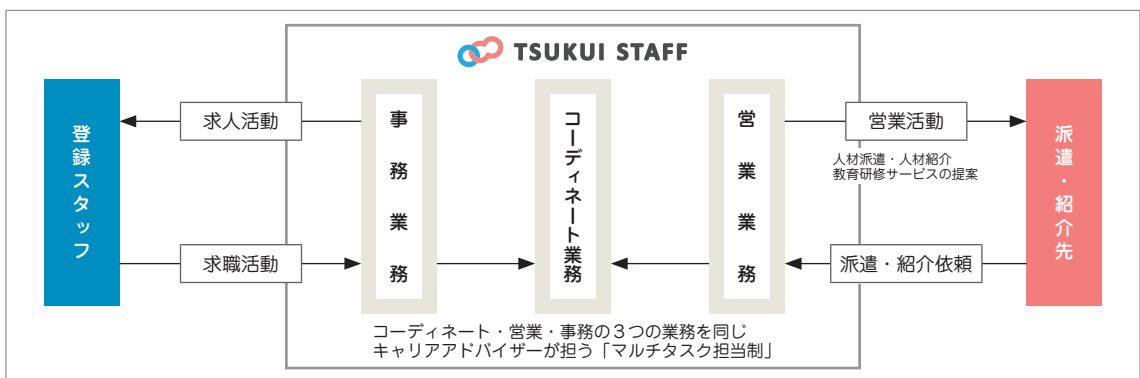
（注）1名で複数の資格を有する場合、重複して記載しております。

③マルチタスク担当制

人材派遣・紹介予定派遣・人材紹介を提供するキャリアアドバイザーの業務は、コーディネート業務、営業業務、事務業務の3つの業務に大別できます。

当社は3つの業務を兼任する「マルチタスク担当制」を採用しております。営業業務であるクライアント訪問とヒアリング及び新規開拓、コーディネート業務であるスタッフ登録、マッチング、雇用契約締結及びアフターフォロー、事務業務である求人活動、派遣スタッフの契約書の作成及び派遣スタッフの勤怠管理などの一連の基本的な全ての業務を一人の担当者が行うことで、派遣スタッフ及びクライアントのニーズや状況確認がしやすくなり、マッチングの精度が向上します。当社は、スタッフ及びクライアントにとって親切で信頼性の高いサービスの提供を目指しており、「マルチタスク担当制」による業務プロセスにより、スムーズな教育研修サービスの提案につながっていると考えております。

[マルチタスク担当制の業務プロセス]



④人材派遣と人材紹介によるニーズに即した弾力的な提案

人材サービス事業において、一時的な雇用及び労働力の提供である人材派遣と、雇用関係が継続される人材紹介は、クライアントと登録スタッフのニーズが異なります。業界の特色でもある離職率の高さから、「自分に合った職場を派遣という働き方で見極めてから、直接雇用へ移行する」という働き方を希望される求職者は増加しています。そういった働き方を提案できる点は、双方の事業許可を取得している当社の強みであると考えております。

3 業績等の推移 >

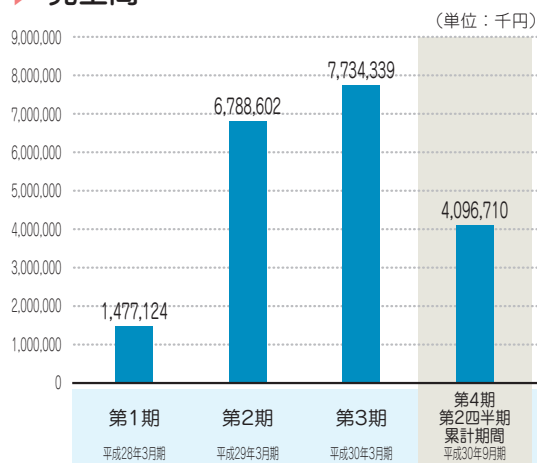
▶ 提出会社の経営指標等

(単位：千円)

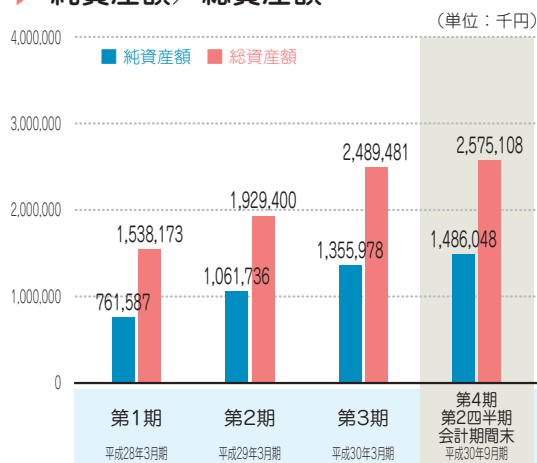
回次	第1期	第2期	第3期	第4期 第2四半期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成30年9月
売上高	1,477,124	6,788,602	7,734,339	4,096,710
経常利益	90,672	455,026	490,181	250,280
当期(四半期)純利益	61,587	300,149	322,242	165,069
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-
資本金	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
純資産額	761,587	1,061,736	1,355,978	1,486,048
総資産額	1,538,173	1,929,400	2,489,481	2,575,108
1株当たり純資産額 (円)	543.99	758.38	968.56	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	20 (-)	25 (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	43.99	214.39	230.17	117.91
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.5	55.0	54.5	57.7
自己資本利益率 (%)	8.4	32.9	26.7	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	9.3	10.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,535	315,453	513,817	200,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,454	△22,625	△12,132	△7,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	△28,000	△35,000
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	586,902	879,730	1,353,415	1,511,079
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	146 (-)	158 (-)	178 (-)	- (-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期、第3期及び第4期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向について第1期は配当実績がないため、記載しておりません。
7. 当社は平成28年1月4日に株式会社ツクイより新設分割にて設立のため、初年度である平成28年3月期より記載しております。第1期(平成28年3月期)は平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間となっております。
8. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
9. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第4期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。なお、第1期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 第4期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第4期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第4期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。

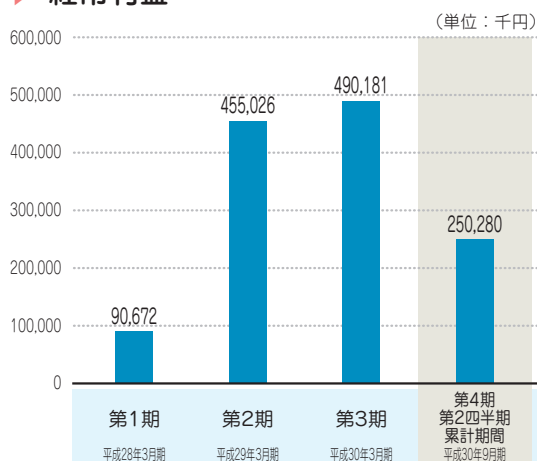
▶ 売上高



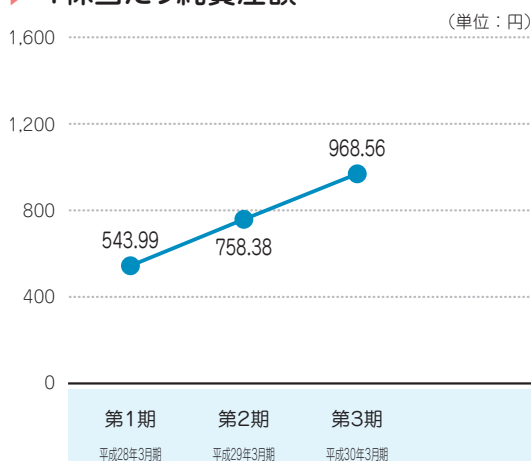
▶ 純資産額／総資産額



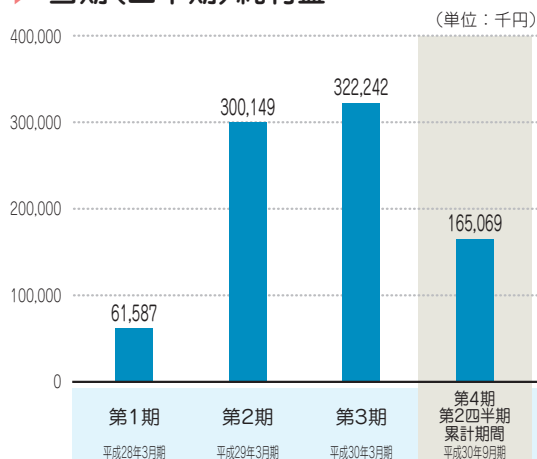
▶ 経常利益



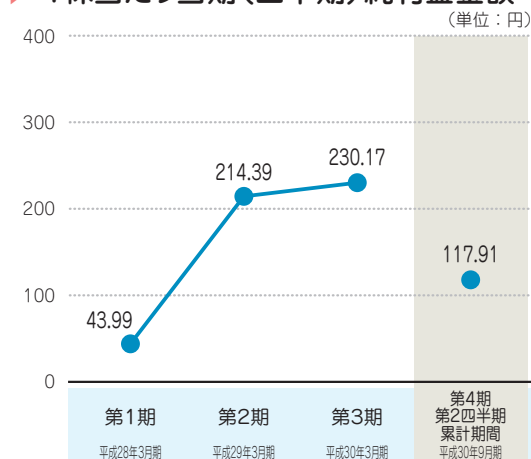
▶ 1株当たり純資産額



▶ 当期(四半期)純利益



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



- (注) 1. 当社は平成28年1月4日に株式会社ツクイより新設分割にて設立のため、初年度である平成28年3月期より記載しております。第1期(平成28年3月期)は平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間となっております。
2. 第1期については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	22
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
4. 経営上の重要な契約等	31
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	37
4. 株価の推移	37
5. 役員の状況	38
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	40

第5	経理の状況	46
1.	財務諸表等	47
(1)	財務諸表	47
(2)	主な資産及び負債の内容	84
(3)	その他	85
第6	提出会社の株式事務の概要	86
第7	提出会社の参考情報	87
1.	提出会社の親会社等の情報	87
2.	その他の参考情報	87
第四部	株式公開情報	88
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	88
第2	第三者割当等の概況	90
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	90
2.	取得者の概況	91
3.	取得者の株式等の移動状況	91
第3	株主の状況	92
	[監査報告書]	93

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月9日
【会社名】	株式会社ツクイスタッフ
【英訳名】	TSUKUI STAFF CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 篤彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045 (842) 4198 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 平野 裕
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045 (842) 4198 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 平野 裕
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 219,300,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 516,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 116,100,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	100,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- （注）
- 平成30年11月9日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成30年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として、SMBC日興証券株式会
社が当社株主である株式会社ツクイ（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以
下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントに
よる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントに
よる売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、平成30年11月9日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による
売出しとは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式45,000株の新規
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
 - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成30年12月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年11月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	219,300,000	118,680,000
計（総発行株式）	100,000	219,300,000	118,680,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、平成30年11月9日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年12月6日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,580円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は258,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年12月7日(金) 至 平成30年12月13日(木)	未定 (注) 4	平成30年12月14日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年11月28日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年12月6日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年11月28日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年12月6日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年12月6日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年12月17日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年11月29日から平成30年12月5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 上大岡支店	横浜市港南区上大岡西一丁目15番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	100,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	100,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成30年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年12月6日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
237,360,000	8,500,000	228,860,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,580円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額228,860千円に本第三者割当増資の手取概算額上限106,438千円を合わせた手取概算額合計上限335,298千円については、人材サービス事業における登録スタッフ確保のための求人・広告宣伝費に322,761千円(平成31年3月期95,578千円、平成32年3月期227,183千円)、成長性を見込む既存支店の周辺地域における営業強化を目的とした2ヵ所の新規出店に伴い、人件費に6,536千円(平成32年3月期6,536千円)及び敷金・保証金に6,000千円(平成31年3月期3,000千円、平成32年3月期3,000千円)を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年12月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	200,000	516,000,000	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 株式会社ツクイ 200,000株
計(総売出株式)	—	200,000	516,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、取得金額72,500千円に相当する株式数を上限として、当社従業員の福利厚生を目的に、ツクイスタッフ従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
7. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
8. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,580円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 12月7日(金) 至 平成30年 12月13日(木)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5 番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番 1号 いちよし証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（平成30年12月6日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従
い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページに
おける表示等をご確認ください。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取
引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	45,000	116,100,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	45,000	116,100,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,580円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 12月7日(金) 至 平成30年 12月13日(木)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、45,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成31年1月11日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成31年1月11日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年12月6日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年11月9日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 45,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	平成31年1月17日（木）

- (注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、平成30年11月28日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年12月6日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である株式会社ツクイ、当社株主かつ当社役員である三宅篤彦、平野裕、田村雅人及び金井直人並びに当社株主であるツクイスタッフ従業員持株会は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成31年6月14日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成31年6月14日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプション等に係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	1,477,124	6,788,602	7,734,339
経常利益 (千円)	90,672	455,026	490,181
当期純利益 (千円)	61,587	300,149	322,242
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,400,000	1,400,000	1,400,000
純資産額 (千円)	761,587	1,061,736	1,355,978
総資産額 (千円)	1,538,173	1,929,400	2,489,481
1株当たり純資産額 (円)	543.99	758.38	968.56
1株当たり配当額 (円)	—	20	25
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	43.99	214.39	230.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.5	55.0	54.5
自己資本利益率 (%)	8.4	32.9	26.7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	9.3	10.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,535	315,453	513,817
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11,454	△22,625	△12,132
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△28,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	586,902	879,730	1,353,415
従業員数 (人)	146	158	178
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向について第1期は配当実績がないため、記載しておりません。
7. 当社は平成28年1月4日に株式会社ツクイより新設分割にて設立のため、初年度である平成28年3月期より記載しております。第1期(平成28年3月期)は平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間となっております。
8. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

9. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第1期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社の親会社である株式会社ツクイは、在宅介護事業、有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業、人材開発事業の4つの事業を行っていましたが、このうち人材開発事業は、介護・医療に特化した労働者派遣、有料職業紹介、ホームヘルパー等の人材育成及び職業能力開発のための教育研修を運営しており、直接的に介護保険の影響を受けない事業でありました。

当社は、平成27年11月20日開催の株式会社ツクイの取締役会における会社分割計画書の承認決議に基づき、この人材開発事業を分社化し、介護・医療に特化した高品質な教育研修体制の充実を図るとともに、派遣スタッフ一人ひとりのキャリア支援を行い、介護業界の課題である将来にわたり安定的に優秀な人材を確保することを目的として、平成28年1月4日に設立されました。

そのため、本書中の記載内容のうち当社設立日以前に関する事項は、株式会社ツクイにおける人材開発事業に関するものであります。

株式会社ツクイの沿革

年月	事業の変遷
昭和44年6月	津久井土木株式会社設立
平成11年11月	株式会社ツクイに社名変更
平成12年4月	介護保険制度開始
平成13年12月	労働者派遣事業許可、人材派遣事業の開始
平成14年6月	有料職業紹介事業許可、人材紹介事業の開始
平成16年9月	東京都渋谷区に東京支店を開設
平成16年10月	神奈川県横浜市神奈川区に横浜支店を開設
平成16年12月	株式会社ジャスダック証券取引所（現 株式会社東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成17年4月	大阪府大阪市北区に大阪支店を開設
平成17年10月	愛知県名古屋市中村区に名古屋支店を開設
平成18年3月	福岡県福岡市中央区に福岡支店を開設 支店数5ヵ所
平成18年4月	宮城県仙台市青葉区に仙台支店、兵庫県神戸市中央区に神戸支店を開設
平成18年5月	静岡県静岡市駿河区に静岡支店を開設
平成18年7月	広島県広島市中区に広島支店、千葉県千葉市中央区に千葉支店を開設
平成18年8月	北海道札幌市中央区に札幌支店を開設
平成18年10月	京都府京都市下京区に京都支店を開設
平成18年11月	新潟県新潟市中央区に新潟支店、埼玉県さいたま市大宮区にさいたま支店を開設
平成18年12月	岡山県岡山市北区に岡山支店を開設
平成19年3月	支店数16ヵ所
平成19年4月	静岡県浜松市中区に浜松支店を開設
平成19年5月	熊本県熊本市中央区に熊本支店を開設
平成20年3月	支店数27ヵ所
平成21年3月	支店数31ヵ所
平成23年3月	株式会社東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成24年3月	株式会社東京証券取引所市場第一部に指定
平成25年5月	教育研修サービス「研修プラス+」を開始

当社の沿革

年月	事業の変遷
平成28年 1月	株式会社ツクイの人材開発事業を新設分割により分社化し、株式会社ツクイスタッフを設立
平成28年 3月	支店数32ヵ所
平成28年 6月	鳥取支店を岡山支店へ統廃合
平成28年 7月	三重県四日市市に四日市支店を開設
平成28年10月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島支店を開設
平成29年 3月	支店数33ヵ所
平成29年 4月	滋賀県草津市に滋賀支店を開設
平成29年 7月	東京都立川市に立川支店を開設
平成29年10月	福岡県久留米市に久留米支店を開設
平成30年 3月	支店数36ヵ所
平成30年 5月	水戸支店を柏支店へ統廃合
平成30年 5月	神奈川県厚木市に厚木支店を開設
平成30年10月	全国36支店で展開中

3【事業の内容】

(1) 事業の特徴

当社は、介護・医療に特化した人材サービス事業として、労働者派遣法に基づく人材派遣・紹介予定派遣、職業安定法に基づく人材紹介、自治体からの委託、福祉施設等の従業員を対象にした教育研修等を行っております。

人材派遣・紹介予定派遣・人材紹介については、福祉業界での慢性的な人材不足による需要拡大を見込み、本書提出日現在、主に県庁所在地、政令指定都市等を中心に全国36支店を開設し運営しております。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を中心とした福祉施設、民間の有料老人ホームや医療機関が主な取引先であります。併せて自治体を実施する「現任介護職員等養成支援事業」等を、本書提出日現在、福岡県、香川県、高知県において受託しております。教育研修については、福祉施設等を運営するクライアントのニーズをもとに、介護現場の課題に特化した接遇・マナー、組織力向上、介護技術研修等を行っております。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントですが、事業の内容をサービス別に説明すると以下のとおりとなります。

①人材派遣

当社は派遣スタッフと雇用契約を締結し、派遣先とは労働者派遣契約を締結します。派遣スタッフは、指揮命令権をもつ派遣先から業務の指示を受けて業務を行います。

当社は、豊富な登録者の中からクライアントのニーズに合った即戦力となるスタッフを派遣しております。人件費のコストダウン、急な欠員補充など様々な要望に対応しております。また、派遣スタッフに対してはビジネスマナーや派遣スタッフとして働くための心構えなど就業前研修を実施するとともに、コミュニケーション力、リーダーシップ向上など派遣スタッフの状況に応じた段階別研修のプログラムを用意し、スキルアップを図っています。契約期間中はキャリアアドバイザーが派遣先を訪問し、就業中のスタッフのフォローを行います。就業に関することから契約更新の確認、悩み事の相談までサポートに努めております。

②紹介予定派遣

直接雇用（正社員・準社員・パートなど）を前提に、一定期間派遣スタッフとして就業し、派遣期間の終了時に派遣スタッフと派遣先の双方が合意すれば、直接雇用としての採用が決まる働き方です。派遣の期間は最長6ヵ月と定められており、派遣期間を試用期間として働くこととなります。紹介予定派遣のメリットは人材派遣のメリットに加え、派遣期間中にクライアントはスタッフの人物等の確認をし、登録スタッフはクライアントの職場環境等を確認できるため、雇用のミスマッチを低減することができます。

③人材紹介

当社はクライアントから求人の依頼を受け付け、登録スタッフは求職を申し込みます。仲介による転職の実現を目的としており、登録スタッフの直接雇用を検討しているクライアントに、社員・パートなどとして就業を希望するスタッフの紹介を行っております。求職者のキャリア、スキル、希望職種、希望就業条件等のヒアリングを行い、登録したスタッフの中から、クライアントの要望に応じた適切なスタッフを選出し紹介しますので、マッチング率が高まりミスマッチが起きにくいのが大きなメリットであると考えております。

④委託

自治体が特定の分野に特色を持つ第三者に、契約をもって業務を委ねる協働の形態であり、事業の内容は告示される委託により異なります。

当社では、自治体が緊急雇用創出事業（失業者や地域求職者等の就業機会の創出を図るための事業）として実施する「現任介護職員等養成支援事業」等を、事業の公募を受け、一般競争入札及び指名競争入札などで受託しております。この事業は、自治体に属する介護サービス事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合に、当該不在となる職員の代替職員を派遣するものです。

⑤教育研修

従業員の育成を図りたいクライアントから教育研修の依頼を受け、現状の課題などのヒアリングを行い、ニーズにあった研修プログラムを作成し、講師が出講します。

当社は、介護・医療に特化した教育研修サービス「研修プラス+」を講師3名と、委託契約したパートナー講師5名で提供しております。クライアントの人材育成に貢献し、離職防止を目指しております。介護・医療の現場経験及び資格を有する講師が全国各地のクライアントを訪問し、クライアントのニーズに合わせてカスタマイズした研修を行います。都道府県・市区町村の社会福祉協議会からも依頼をいただいております。介護現場での接遇・マナー研修、組織力向上研修、介護技術研修など20以上のテーマが出講可能で、その他現状のクライアントの接遇などを数値化することにより、客観的な評価をする「接遇診断サービス」なども行っております。

当社の主なクライアントは以下のとおりであります。

入所系介護施設、在宅系介護施設、医療機関など	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付及び住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、デイケア、グループホーム、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、ケアハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、病院、クリニック、障がい者施設、保育園など
------------------------	---

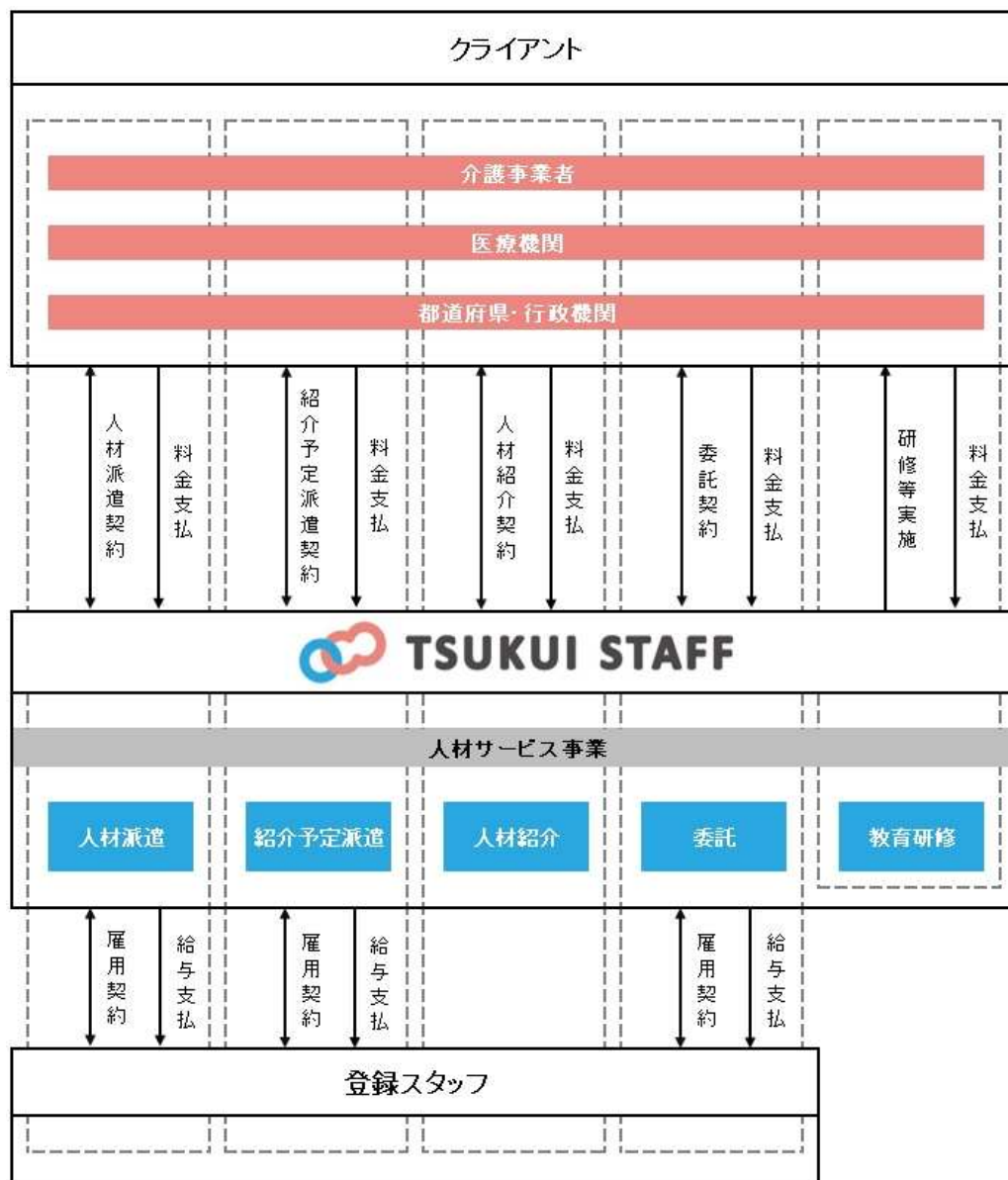
当社の派遣スタッフ及び登録スタッフの保有している主な資格は以下のとおりであります。

介護系資格	介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、ホームヘルパー1級・2級・3級、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事任用資格など
医療系及びその他資格	看護師、准看護師、保健師、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、放射線技師、臨床検査技師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭1種・2種、保育士、医療事務など

当社は、クライアント及びスタッフの双方の多様なニーズに応じた様々なサービスを提供しており、今後も時代や社会の変化に対応できる働き方の提案を目指してまいります。

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



(2) 当社の特徴について

①介護・医療に特化した事業展開

介護・医療業界は、介護福祉士や看護師等の資格を必要とする専門性の高い業界であります。介護保険制度が制定された平成12年当時は、当業界における人材派遣や人材紹介が世間に浸透しておりませんでした。当社は、株式会社ツクイから分社前の平成13年より介護・医療業界に特化した人材サービスを展開しております。これまでに蓄積した業界に関する専門知識や経験から生まれた信頼により差別化を図り、多くのクライアントやスタッフに選ばれる人材サービス会社を目指しております。

少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）に向かって介護分野においては介護職不足が更に深刻化することが予想され、将来にわたり良質な人材を安定的に確保していくことが重要な課題となっております。当社は人材獲得のために、全国に支店を有することで可能となる地域別求人戦略（注1）と自社WEBサイトプロモーション（注2）をより強化するとともに、資格取得支援や教育訓練のコンテンツを充実させることで人材の育成を図っております。

当社は、人材派遣、人材紹介サービスによる採用支援や、教育研修サービスによる人材育成及び定着支援等、課題解決に向けた各種提案を実施しております。

（注1）地域別求人戦略

種別	取り組み
職場見学会	人材派遣及び人材紹介を希望するクライアントに対し、「働く前に職場を見てから決める」をコンセプトに、面接及び就労前に職場環境や業務内容等を把握する機会を設けるイベントです。クライアントから人材派遣、人材紹介の受注と登録スタッフの紹介から就業までワンストップで承っております。
適職フェア	複数のクライアントが1ヵ所に集まり、求職者に対して採用担当者が会社説明を行うイベントです。求人企業10～30社にブースを出展していただき、当社は、事務局として合同会社説明会を運営いたします。求職者は、1日で複数の企業の話を知ることができるため、効率の良い就職活動が可能となります。採用が決まった際には、人材紹介契約を締結します。
就職相談会	全国36支店内や各地域にあるショッピングセンターなどの商業施設や公共施設に相談ブースを仮設し、仕事に関する悩みなどを通じた就職相談やスタッフの登録を行います。

（注2）自社WEBサイトプロモーション

WEBサイト分野	目的
「TSUKUI STAFFの 介護・医療職専門求人サイト」 求人案件数：40,977件 (平成30年9月30日現在)	クライアントから依頼をいただいた人材派遣、紹介予定派遣、人材紹介の求人情報を扱う求人サイトです。常に最新情報をアップロードすることで、派遣スタッフ及び求職者の確保に努めております。
「かいごGarden」 介護業界情報サイト	在職中ですぐに転職活動が出来ない方、業界に興味をお持ちの方などの潜在層を中長期的に支援する情報サイトです。 介護業界のお役立ち情報や、介護の仕事のお悩み情報などを掲載しております。
「研修プラス+」 教育研修サービスのプロモーションサイト	外部研修の導入を検討していただけるクライアント向けの当社の教育研修の情報サイトです。 相談から研修の依頼まで承っております。

②専門性の高いキャリアアドバイザー

人材サービスの提供を担当する従業員を「キャリアアドバイザー」と呼んでおり、全国36支店で119名（平成30年9月30日現在）が在籍しております。キャリアアドバイザーの中には、介護職員初任者研修などの資格保持者が在籍しております。派遣スタッフや求職者にとって、現場の仕事を理解し、アドバイスを受けられる専門性の高いキャリアアドバイザーが在籍していることは当社の強みであると考えております。

各支店の従業員が保有している資格は以下のとおりであります。（平成30年9月30日現在）

資格名	人数
介護職員初任者研修、実務者研修	39名
ホームヘルパー1級・2級	21名
介護福祉士	7名
社会福祉士、社会福祉主事任用資格	7名
介護支援専門員、柔道整復師、精神保健福祉士、栄養士、調理師	7名
合計	81名

（注）1名で複数の資格を有する場合、重複して記載しております。

③マルチタスク担当制

人材派遣・紹介予定派遣・人材紹介を提供するキャリアアドバイザーの業務は、コーディネート業務、営業業務、事務業務の3つの業務に大別でき、人材派遣・人材紹介業界における業務の組み合わせは以下のとおりであります。

(i)業務独立型

3つの業務を全て独立させるタイプ

(ii)コーディネート・営業業務融合型

コーディネート業務と営業業務を同一の従業員が行い、事務業務を独立させるタイプ

(iii)コーディネート・事務業務融合型

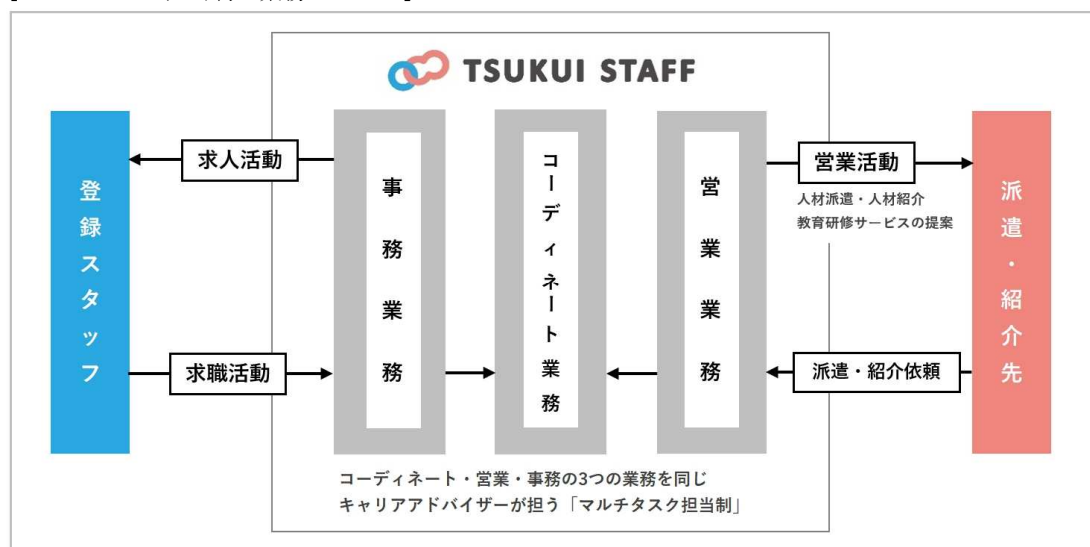
コーディネート業務と事務業務を同一の従業員が行い、営業業務を独立させるタイプ

(iv)業務兼任型

3つの業務を同じ従業員が担うタイプ

当社は（iv）業務兼任型である「マルチタスク担当制」を採用しております。営業業務であるクライアント訪問とヒアリング及び新規開拓、コーディネート業務であるスタッフ登録、マッチング、雇用契約締結及びアフターフォロー、事務業務である求人活動、派遣スタッフの契約書の作成及び派遣スタッフの勤怠管理などの一連の基本的な全ての業務を一人の担当者が行うことで、派遣スタッフ及びクライアントのニーズや状況確認がしやすくなり、マッチングの精度が向上します。当社は、スタッフ及びクライアントにとって親切で信頼性の高いサービスの提供を目指しており、「マルチタスク担当制」による業務プロセスにより、スムーズな教育研修サービスの提案につながっていると考えております。

[マルチタスク担当制の業務プロセス]



④人材派遣と人材紹介によるニーズに即した弾力的な提案

人材サービス事業において、一時的な雇用及び労働力の提供である人材派遣と、雇用関係が継続される人材紹介は、クライアントと登録スタッフのニーズが異なります。業界の特色でもある離職率の高さから、「自分に合った職場を派遣という働き方で見極めてから、直接雇用へ移行する」という働き方を希望される求職者は増加しています。そういった働き方を提案できる点は、双方の事業許可を取得している当社の強みであると考えております。

4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ツクイ (注)	横浜市港南区	3,342,203	在宅介護事業、 有料老人ホーム 事業、サービス 付き高齢者向け 住宅事業	被所有 86.9	人材派遣、紹介予定派遣、 人材紹介、委託、教育研修 のサービス提供先。 役員の兼任なし。

(注) 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
187 (－)	37.0	5.5	4,468

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
3. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「支援と革新。超高齢社会における地域価値の創造に貢献する。」ことを経営理念としており、「顧客重視の経営」、「法令遵守の徹底」等を経営基本方針として、介護・医療業界に特化した人材サービス事業を展開しております。

(2) 経営戦略等

当社は、主力事業を強化するとともに、事業領域を拡張し企業としての成長を図ることを事業戦略の方向性として位置付けております。当社が展開する介護・医療業界に特化した人材サービス事業において、人材の採用支援、育成・定着支援及び課題解決に向けた業務支援をワンストップで提案することで、クライアント及び求職者にとってなくてはならない企業へ成長を続けてまいります。

また全国に支店を有する強みを活かした地域戦略として、高齢者を支える介護事業者を多方面から支援し、地域全体を支える仕組みづくりをサポートする介護事業者支援企業としての地位を確立していくことを目指してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が展開する人材サービス事業において、良質な人材を継続的に確保することが重要であると認識しております。継続して採用活動を強化するためには、収益性の向上による財務基盤の維持が重要であると考えており、当社は収益性指標として営業利益率を重視しております。

(4) 経営環境

少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、介護・医療業界においては、有効求人倍率が恒常的に全産業を大きく上回る水準で推移しております。特に介護業界においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向かい職員不足が深刻化することが予想されており、求人需要の更なる高まりにより人材サービス市場の拡大が見込まれます。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が望まれています。今後、我が国の高齢化の進展状況は大きな地域差が生ずることが予想されており、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①人材の確保及び育成

介護職不足が深刻化しており、将来にわたり良質な人材を安定的に確保していくことが重要な課題となっております。

当社は、人材獲得のための自社WEBサイトプロモーションをより強化するとともに、資格取得支援や教育訓練のコンテンツを充実させることで育成を図っております。介護・医療施設に向けた人材派遣、人材紹介サービスによる採用支援や、教育研修サービスによる人材育成及び定着支援等、課題解決に向けた各種施策を実施してまいります。

②人材サービス業界の競争激化

当社が営業基盤とする介護・医療業界には、多くの競合他社が参入しております。

当社は、親会社における人材関連事業開始時点から現在に至るまでの経験から生まれた信頼と、介護の資格を有した介護現場の仕事を理解している従業員を全国の拠点に配属することで専門性を保ち、ミスマッチの軽減につながるマルチタスク担当制により、良質なサービスを提供することで差別化を図ってまいります。

③コンプライアンス体制の強化

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・報告体制として、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を整備しております。

今後も従業員及び派遣スタッフ共に法令遵守の徹底を図り、内部管理体制の充実に努めてまいります。

④新規事業の創出

当社では、業容拡大と長期にわたる持続的な成長を実現するためには、既存事業の強化だけでなく、新規事業の創出が必要であると認識しており、クライアントのお役に立てるさまざまなソリューションを提供できる企業を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられ、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を以下のとおり記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。以下の記載は当社の事業等及び株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 許認可と法的規制について

①人材サービス業界の状況について

当業界は労働者派遣法及び職業安定法が適用され、法令を遵守し継続的に健全な運営を確保できるしくみが求められております。直近の労働者派遣法の改正は平成27年9月30日に施行され、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業は労働者派遣事業に一本化されました。適正な運営が行われていない事業者が多かった特定労働者派遣事業は届出制から許可制に移行しました。

労働者派遣法違反の場合、まずは行政指導が行われ、その結果改善の余地がないとみなされた場合に罰則が適用されますが、労働基準法、労働安全衛生法、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法、社会福祉士法及び介護福祉士法、社会福祉法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法の罰則も適用される場合があります。

現時点において、上記に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの理由により上記に抵触した場合、罰則が適用され主要な事業活動に支障を来すとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材派遣について

当社が行う人材派遣は、労働者派遣法第8条に基づく労働者派遣事業許可を受けて行っております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が派遣元事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）及び当該許可の取消事由（同第14条）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において、上記に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの理由により上記に抵触した場合、許可が取り消され、または、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられることにより、主要な事業活動に支障を来すとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働者派遣法及び関係諸法令については、労働環境の変化に応じて、これまでも派遣対象業務や派遣期間に係る規制ならびに派遣元事業主における管理体制の強化の両面からの改正が実施されてきており、その都度、当該法令改正に対応するための対策を取ってきております。

今後、さらに労働者派遣法及び関係諸法令の改正が実施された場合、今後の事業運営方針ならびに業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の許可の状況

許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
労働者派遣事業	厚生労働省	派14-301172	平成28年1月4日	平成31年1月3日

③人材紹介について

当社が行う人材紹介は、職業安定法第32条の4に基づく有料職業紹介事業許可を受けて行っております。職業安定法では、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法第32条）及び当該許可の取消事由（同第32条の9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において、上記に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの理由により上記に抵触した場合、許可が取り消され、または、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられることにより、主要な事業活動に支障を来すとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の許可の状況

許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
有料職業紹介事業	厚生労働省	14-ユ-300992	平成28年1月4日	平成31年1月3日

(2) 安全管理及び風評被害について

当社の派遣スタッフがサービスを提供する施設等のご利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。当社では、当社の派遣スタッフが派遣先施設

等の指揮命令下、誠実で安全なサービスを提供するよう指導しておりますが、万一事故が発生して、当社の管理責任が問われた場合には、関係者の信用が損なわれるとともに、当社に対する好ましくない風評が立つなどして、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社が事業規模を維持・拡大していくためには、それに見合った施設等へ派遣または紹介する登録スタッフの確保が必要になります。また、介護・医療における人材サービス事業においては、有資格者によるサービスが義務付けられている場合があるため、適切な資格を有する人材を確保する必要があります。

当社はスタッフ獲得のための就職相談会や復職支援サービス、職場見学会等を積極的に実施しておりますが、介護保険事業の拡大に伴って全般的に求人が増加していることから、優秀な人材の確保が難しく、施設等へ派遣または紹介する登録スタッフの量的・質的な低下を招くおそれがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 社会保険料の負担について

当社が行う人材サービス事業における費用の大半は派遣スタッフの人件費であり、人件費に含まれる社会保険料が増加すると利益を圧迫する要因となります。社会保険料の料率改定や社会保険の適用範囲拡大等の制度改正により、社会保険料の会社負担額が増加した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 従業員等によるコンプライアンスについて

当社では、コンプライアンスマニュアルの制定、コンプライアンス通信の配信、内部通報窓口の設置等を通じて、従業員及び派遣スタッフ共に法令遵守の徹底及び内部管理体制の充実に努めておりますが、万一重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、当社の信用が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報管理について

当社は事業を展開する上で、当社に登録している派遣スタッフの個人情報、その他業務上必要となる各種情報を取り扱っており、これらの情報について厳重な管理を行っておりますが、不測の事態により情報の流出や消失などが発生する可能性があります。こうした事態が生じた場合、社会的な信用の失墜や損害賠償による多額の費用負担の発生などにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材サービス業界の動向について

人材サービス業界は、景気の変動や社会情勢、規制緩和、法律改正など、様々な分野での動きに影響を受けやすい業界ですが、当社が営業基盤としている介護サービス業界においては慢性的な人材不足が続いており、高齢化社会の進展に伴い今後も人材の需要は増加するものと見込んでおります。

今後介護保険制度の改正等により介護サービス業界の労働環境や給与水準が改善され、人材不足が解消された場合には、当社に対する人材派遣や人材紹介の需要が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

人材サービス業界には多数の会社が存在しておりますが、当社が営業基盤としている人材サービス事業は介護・医療に特化しているため、他の一般事務派遣等と比較して相対的に参入障壁は高い状況にあると考えます。当社は、親会社における事業開始時点から現在に至るまでの経験から生まれた信頼と、全国に拠点を有する強み及び介護の資格を有している従業員が多いことを最大限に生かしてまいりたいと考えておりますが、介護関連サービス市場は今後も拡大が予測されており、介護・医療の人材サービス事業分野に多くの会社が参入した場合には競争が激化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害について

当社は全国に営業拠点を有しており、地震や水害等の大規模な自然災害が発生した場合に備えて、災害規程及びBCP（事業継続計画）に基づき、拠点ごとの体制を整備しております。しかしながら、想定を上回る規模で自然災害が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム障害について

当社では請求業務や勤怠管理等の様々な事業活動にITシステムを多用していることから、日頃から情報セキュリティ強化やデータ破損等の事故に備えたバックアップ強化に努めておりますが、大規模なシステム障害が発生した場合には、業務に支障が生じ業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 支店の新規開設について

当社では、支店を新規開設する場合には、支店の新設基準に基づき慎重に検討した上で出店しておりますが、事業環境の変化等により派遣先施設からの人材の需要が減少したり、当社において派遣または紹介する登録スタッフが確保できない場合には、計画通りに事業が進捗せず当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新規事業について

当社では、業容拡大と長期にわたる持続的な成長を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針です。しかしながら、新規事業に必要な先行投資費用が想定を上回る場合や、事業環境の変化等により想定した収益が計画通りに得られない場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 取引先の信用リスクについて

当社では、取引先との契約において、当社独自の与信管理や調査等の結果をふまえて取引等の可否判断を行っておりますが、取引先が経営状況の急激な変化等により資金繰りの悪化や倒産に至り、万一高額の貸倒損失が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材紹介サービスに特有の取引慣行に基づく返金制度について

人材紹介サービスにおいては、当社の紹介した求職者が、求人先に入社した日付を基準に売上高を計上しております。当該サービスにおいては、人材紹介業界での取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヵ月以内に自己都合により退職した場合は、その退職までの期間に応じて紹介料を返金する旨を求人先との契約に定めております。

当社は求人先と求職者双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進めており、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しておりますが、当社の想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(15) 内部管理体制について

当社は、平成28年1月に株式会社ツクイの人材開発事業を新設分割により分社化し設立いたしました。現在までに一定の内部管理体制を構築できたと考えており、今後の事業拡大を見据えて更なる人員確保や体制の整備を継続的に進めていく予定ですが、それらの体制の構築が適時適切に対応できなかった場合、業務に支障が生じ業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 資金使途について

今回の株式上場時における公募増資の資金使途につきましては、現時点では、人材確保のための求人費用や広告宣伝費用、新規出店費用等に充当する予定であります。

しかしながら、経済情勢や雇用環境の変化及び制度改正への対応等によっては、現時点における資金計画使途以外に充当する可能性があります。また、調達した資金使途の全てが必ずしも当社の成長に寄与するとは限らず、当初の計画通りの成果をあげられない可能性があります。

(17) 親会社との関係について

①親会社との資本関係

当社の親会社である株式会社ツクイは、本書提出日現在、当社の発行済株式総数（普通株式）の86.9%を保有しております。当社の経営判断において親会社の事前承認を必要とする取引や業務は存在しませんが、当社の取締役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部または一部の譲渡、定款の変更及び剰余金の処分等、株主の承認が必要となる全ての事項に関しては、他の株主の意向や利益にかかわらず、株式会社ツクイが今後も影響を与える可能性があります。また、株式会社ツクイにおいて風評リスク等が顕在化した場合、当社に対しても当該リスクが伝播する可能性があります。

②親会社との取引関係

当社は株式会社ツクイに対し、人材派遣及び人材紹介等のサービスを行っておりますが、取引条件は独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行われており、取引金額の重要性は低いものであります。

平成30年3月期における人材派遣及び人材紹介等の取引高は140,352千円（期末売掛金残高10,261千円）であり、当社の売上高に占める親会社への当該取引の割合は、1.8%と僅少であります。

当社が親会社と取引を行う場合は、親会社からの独立性の観点も踏まえ、取引内容及び条件等の健全性・適正性について、その他第三者との取引と比較しながら慎重に検討した上で実施してまいります。

③親会社との役員の兼任

本書提出日現在、当社役員に株式会社ツクイの役員を兼任している者はおらず、独立性を確保しております。

(18) 訴訟の可能性について

現時点において、訴訟その他の請求が発生している事実はありません。当社では、コーポレート・ガバナンスやリスク管理、コンプライアンスについて継続的な強化を図っておりますが、今後事業の過程において予期せぬトラブルや問題が生じた場合には、当社の取引先、派遣先、従業員、派遣スタッフ等から損害賠償の請求や訴訟を提起される可能性があり、その金額や内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は133,500株であり、発行済株式総数1,400,000株に対し9.5%に相当します。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第3期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産合計は2,348,383千円となり、前事業年度末に比べ555,134千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が473,685千円、売掛金が69,235千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産合計は141,098千円となり、前事業年度末に比べ4,947千円の増加となりました。その主な要因は、有形固定資産が4,861千円減少し、敷金及び保証金が7,184千円、繰延税金資産が4,274千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債合計は1,085,485千円となり、前事業年度末に比べ252,886千円の増加となりました。その主な要因は、未払金が130,155千円、預り金が73,622千円、未払法人税等が22,314千円、未払消費税等が23,323千円増加したことによるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債合計は48,017千円となり、前事業年度末に比べ12,953千円の増加となりました。その主な要因は、退職給付引当金が12,020千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は1,355,978千円となり、前事業年度末に比べ294,242千円の増加となりました。その要因は、当期純利益322,242千円の計上に伴う利益剰余金の増加、配当金28,000千円の支払による利益剰余金の減少であります。

この結果、自己資本比率は54.5%（前事業年度末は55.0%）となりました。

第4期第2四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（流動資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産合計は2,397,727千円となり、前事業年度末に比べ49,343千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が157,663千円増加し、売掛金が70,389千円、繰延税金資産が32,638千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当第2四半期会計期間末における固定資産合計は177,381千円となり、前事業年度末に比べ36,282千円の増加となりました。その主な要因は、無形固定資産が8,600千円、繰延税金資産が32,638千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債合計は1,032,105千円となり、前事業年度末に比べ53,379千円の減少となりました。その主な要因は、未払消費税等が44,167千円、未払法人税等が7,316千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当第2四半期会計期間末における固定負債合計は56,954千円となり、前事業年度末に比べ8,936千円の増加となりました。その主な要因は、退職給付引当金が9,067千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は1,486,048千円となり、前事業年度末に比べ130,069千円の増加となりました。その要因は、四半期純利益165,069千円の計上に伴う利益剰余金の増加、配当金35,000千円の支払による利益剰余金の減少であります。

この結果、自己資本比率は57.7%（前事業年度末は54.5%）となりました。

②経営成績の状況

第3期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済については、緩やかな回復が見られるものの、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等について引き続き留意が必要な状況であります。人材サービス業界を取り巻く環境につきましては、有効求人倍率は引き続き高水準にあり、特に介護分野は、依然として全産業の中で高い水準で推移しております。

このような情勢の中、当社は介護・医療施設へ派遣する登録スタッフ獲得のための就職相談会や職場見学会等を積極的に実施するとともに、自社WEBサイトプロモーションや介護・医療施設への営業活動を強化してまいりました。また介護・医療に特化した高品質な教育研修体制の充実や派遣スタッフ一人ひとりのキャリア支援を図り、クライアントならびにクライアントのご利用者喜んでいただける派遣スタッフの質の向上に努めるとともに、教育研修を通じて介護業界の課題である離職の低減に向けて様々なサポートを行ってまいりました。

以上の結果、売上高は7,734,339千円（前年同期比13.9%増）、営業利益は493,462千円（前年同期比7.2%増）、経常利益は490,181千円（前年同期比7.7%増）、当期純利益は322,242千円（前年同期比7.4%増）となりました。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

（単位：千円）

	平成29年3月期 （前事業年度）	平成30年3月期 （当事業年度）	増減額	増減率
売上高	6,788,602	7,734,339	945,736	13.9%
営業利益 （営業利益率）	460,440 (6.8%)	493,462 (6.4%)	33,021	7.2%
経常利益 （経常利益率）	455,026 (6.7%)	490,181 (6.3%)	35,154	7.7%
当期純利益 （当期純利益率）	300,149 (4.4%)	322,242 (4.2%)	22,092	7.4%

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません

第4期第2四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当第2四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しが続く中、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響や相次ぐ自然災害の経済に与える影響について十分留意する必要があります。人材サービス業界を取り巻く環境につきましては、有効求人倍率は引き続き高水準にあり、特に介護分野は、依然として全産業の中で高い水準で推移しております。

このような情勢の中、当社は介護・医療施設へ派遣する登録スタッフ獲得の効率化を図るために、自社WEBサイトプロモーションとしてサイトの改修と分析を強化するとともに、求人効果を高めるために新規求人案件の獲得に向けた介護・医療施設への営業活動を推進してまいりました。また地域別の求人戦略として、就職相談会や職場見学会等を実施してまいりました。引き続き、人材派遣及び人材紹介による採用支援と教育研修を通じて介護業界の課題である離職の低減に向けて様々なサポートを継続してまいります。

また、営業エリアの適正化と経営効率の見直しを図り、5月に神奈川県厚木市に新たに支店を開設するとともに、同月に水戸支店を柏支店へ統合を行った結果、支店数は36支店となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は4,096,710千円、営業利益は254,736千円、経常利益は250,280千円、四半期純利益は165,069千円となりました。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

③キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べ473,685千円増加し、1,353,415千円（前期末比53.8%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、513,817千円（前年同期比62.9%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益490,181千円の計上、未払金の増加額131,194千円、預り金の増加額73,622千円、未払消費税等の増加額23,323千円等の資金増加要因が、売上債権の増加額69,235千円、法人税等の支払額152,503千円等の資金減少要因を上回った結果であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、12,132千円（前年同期比46.4%減）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出10,542千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、28,000千円（前年同期一千円）となりました。これは、配当金の支払によるものであります。

第4期第2四半期累計期間（自平成30年4月1日至平成30年9月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税引前四半期純利益250,280千円の計上等により、1,511,079千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は200,163千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益250,280千円の計上、退職給付引当金の増加額9,067千円、売上債権の減少額70,389千円等の資金増加要因が、未払消費税等の減少額44,167千円、法人税等の支払額92,527千円等の資金減少要因を上回った結果であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は7,500千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出9,782千円、敷金及び保証金の返還による収入3,108千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は35,000千円となりました。これは、配当金の支払によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社は人材サービス事業を営んでおり、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため当該記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第3期事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	前年同期比 (%)	第4期第2四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
人材派遣 (千円)	6,727,767	117.8	3,628,495
紹介予定派遣 (千円)	264,602	68.7	99,207
人材紹介 (千円)	554,012	106.9	310,425
委託 (千円)	156,745	107.0	41,194
教育研修 (千円)	31,033	114.1	17,386
その他 (千円)	178	—	—
合計 (千円)	7,734,339	113.9	4,096,710

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づいて実施しております。その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

②当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

第3期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、7,734,339千円（前年同期比13.9%増）となりました。これは主に、事業拡大に伴い人材派遣サービス売上が増加したことによります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、6,617,507千円となりました。これは主に、人材派遣サービス売上高の増加に伴い、人件費が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は、1,116,832千円（前年同期比14.5%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、623,370千円となりました。これは主に、管理部門等の人件費及び人材獲得のためのWEB広告費用等の計上によるものであります。この結果営業利益は、493,462千円（前年同期比7.2%増）となりました。当社の収益性指標である営業利益率は、前事業年度の6.8%から当事業年度は6.4%に低下しましたが、これは将来の成長に資する人件費および求人・広告費用等の増加によるものであります。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は主に受取補償金の計上により3,478千円、営業外費用は主に障害者雇用納付金の計上により6,759千円となり、この結果、経常利益は490,181千円（前年同期比7.7%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度の法人税等合計は167,939千円となり、この結果、当期純利益は322,242千円（前年同期比7.4%増）となりました。

第4期第2四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は、4,096,710千円となりました。これは主に、事業拡大に伴い人材派遣サービス売上が引続き増加したことによります。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期累計期間の売上原価は、3,475,739千円となりました。これは主に、人材派遣サービス売上増加に伴い派遣スタッフ数が増加したことにより人件費が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は、620,970千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、366,234千円となりました。これは主に、登録スタッフの獲得のための広告費用等の増加によるものです。この結果、営業利益は254,736千円となり、当社の収益性指標である営業利益率は6.2%となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は主に助成金収入の計上により901千円、営業外費用は障害者雇用納付金、株式公開費用の計上により5,356千円となり、この結果、経常利益は250,280千円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間の法人税等合計は85,210千円となり、この結果、四半期純利益は165,069千円となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は介護・医療業界に特化した人材サービス事業を展開しております。介護保険利用者の増加に伴い介護職員や看護師に対する需要は増大しておりますが、少子高齢化の進展により労働力人口が減少しており、施設等へ派遣または紹介する登録スタッフの獲得ができない場合には、当社の人材サービス事業の量的、質的な低下を招くおそれがあります。

また、コーポレート・ガバナンスやリスク管理、コンプライアンスについて継続的な強化を図っておりますが、業務の適正を図れない場合には、当社の人材サービス事業の量的、質的な低下を招くおそれがあります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

(キャッシュ・フロー)

第3期事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、健全な財務バランスを重視した経営に努めております。

当事業年度の営業活動の結果得られた資金は、513,817千円(前年同期比62.9%増)、投資活動の結果使用した資金は、12,132千円(前年同期比46.4%減)、財務活動の結果使用した資金は、28,000千円(前年同期一千万円)となりました。この結果、当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ473,685千円増加し、1,353,415千円(前期末比53.8%増)となりました。

第4期第2四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当第2四半期累計期間の営業活動の結果得られた資金は、200,163千円、投資活動の結果使用した資金は、7,500千円、財務活動の結果使用した資金は、35,000千円となりました。この結果、当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、1,511,079千円となりました。

キャッシュフローの分析につきましては、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(財務政策)

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、原則内部資金で対応しております。本書提出日現在、借入金はありませんが、金融機関との間で合計500,000千円の当座貸越契約を締結しており、急な資金需要や不測の事態に備えております。今後も十分な流動性の維持に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当事業年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率を目的とし、支店内設備を中心に総額1,229千円の設備投資を実施しております。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第4期第2四半期累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当第2四半期累計期間における設備投資は、新規出店の設備に総額210千円の設備投資を実施しております。当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は人材サービスの事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に本社及び36カ所の支店を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は人材サービスの事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (横浜市港南区)	統括業務 施設	4,092	5,706	9,799	39 (-)
北海道地方 札幌支店 (札幌市北区)	事業施設	-	72	72	4 (-)
東北地方 仙台支店 (仙台市青葉区) 他3事業所	事業施設	50	155	205	19 (-)
関東地方 横浜支店 (横浜市神奈川区) 他8事業所	事業施設	1,376	952	2,328	33 (-)
中部地方 名古屋支店 (名古屋市中村区) 他7事業所	事業施設	1,019	540	1,559	25 (-)
近畿地方 神戸支店 (神戸市中央区) 他3事業所	事業施設	471	228	700	14 (-)
四国地方 高松支店 (香川県高松市) 他2事業所	事業施設	236	210	447	15 (-)
中国地方 広島支店 (広島市中区) 他2事業所	事業施設	9	77	86	12 (-)
九州・沖縄地方 福岡支店 (福岡市中央区) 他3事業所	事業施設	943	399	1,343	17 (-)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含めておりません。

2. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 本社、支店はすべて賃借物件であり、年間賃借料（共益費含む）は、129,397千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年9月30日現在）

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,600,000
計	5,600,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,400,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	1,400,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成28年7月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 161
新株予約権の数（個）※	1,335
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 133,500 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	567 （注）2
新株予約権の行使期間※	自 平成30年7月23日 至 平成38年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 567 資本組入額 284 （注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年10月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金567円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価（但し、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場する前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。

ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがな

い旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の取得条項

- (1) 本新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

7. 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年1月4日 (注)	1,400,000	1,400,000	100,000	100,000	600,000	600,000

(注) 当社は平成28年1月4日に株式会社ツクイを分割会社とする会社分割(新設分割)により設立されました。

(4) 【所有者別状況】

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	5	6	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	12,160	—	—	1,840	14,000	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	86.9	—	—	13.1	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,400,000	14,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,400,000	—	—
総株主の議決権	—	14,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を考慮しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。原則、期末配当を年1回実施していく考えであり、その決定機関は株主総会であります。

当社は、上記基本方針に基づき配当を実施していく方針であります。内部留保資金については、その充実に留意しつつ、経営環境の変化に適切に対応し、当社の持続的な成長を支える基盤を構築するために有効に活用してまいります。

当事業年度の配当金につきましては、上記基本方針、業績及び財政状態を総合的に勘案した結果、1株につき25円といたしました。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年6月25日 定時株主総会決議	35,000	25

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	三宅 篤彦	昭和33年10月26日生	昭和57年4月 株式会社横浜銀行入行 平成15年4月 株式会社ツクイ入社 平成16年4月 同社 総務部長 平成19年7月 同社 人材派遣推進本部 中部日本 圏本部長 平成21年7月 同社 経営企画部長 平成23年7月 同社 執行役員経営企画部長 平成25年7月 同社 執行役員内部統制室長 平成26年10月 同社 執行役員管理推進副本部長 平成28年1月 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 2	14,000
取締役	管理本部長	平野 裕	昭和38年2月26日生	昭和58年4月 株式会社京樽入社 平成2年4月 経和商工株式会社入社 平成5年4月 株式会社礎入社 平成8年12月 津久井産業株式会社 (現 株式会社 ツクイ) 入社 平成16年4月 同社 財務部長 平成16年11月 同社 関東圏統轄本部長 平成18年10月 同社 人材派遣推進本部 中部日本 圏本部長 平成19年7月 同社 執行役員総務部長 平成20年6月 同社 取締役執行役員管理推進副本 部長兼総務部長 平成21年6月 同社 執行役員内部統制室長 平成24年1月 同社 執行役員管理推進副本部長 平成26年10月 同社 執行役員内部統制室長 平成28年1月 当社 取締役管理本部長 平成28年7月 当社 取締役管理本部長兼財務部長 平成30年9月 当社 取締役管理本部長 (現任)	(注) 2	10,000
取締役	営業本部長	田村 雅人	昭和36年12月7日生	昭和60年4月 日本マクドナルド株式会社入社 平成16年1月 株式会社ツクイ入社 平成21年4月 同社 人材開発推進本部業務企画 部長 平成22年4月 同社 教育研修部長 平成24年7月 同社 総務部長 平成26年4月 同社 人材開発推進本部長 平成27年7月 同社 執行役員人材開発推進本部長 平成28年1月 当社 取締役営業本部長 (現任)	(注) 2	10,000
取締役 (常勤監査等委 員)	—	金井 直人	昭和30年1月23日生	昭和53年4月 株式会社横浜銀行入行 平成19年2月 横浜信用保証株式会社社長 平成22年6月 日本インター株式会社常勤監査役 平成24年12月 株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構参与 平成28年2月 当社入社 常勤顧問 平成28年6月 当社 常勤監査役 平成30年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現任)	(注) 3	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	瀬戸 恒彦	昭和31年3月12日生	昭和54年4月 神奈川県庁入庁 平成11年4月 同介護保険推進本部主幹 平成13年4月 社団法人かながわ福祉サービス振興会事務局長 平成13年6月 同専務理事兼事務局長 平成26年6月 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長(現任) 平成26年6月 一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事(現任) 平成26年6月 一般社団法人介護福祉指導教育推進機構監事(現任) 平成29年6月 当社 取締役 平成30年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	天野 直樹	昭和38年5月10日生	平成11年4月 弁護士登録(横浜弁護士会) 平成11年4月 永井法律事務所入所 平成19年4月 永井・天野法律事務所パートナー(現任) 平成28年6月 当社 監査役 平成30年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	堀江 明弘	昭和34年11月3日生	平成元年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 平成5年4月 公認会計士登録 平成14年7月 税理士法人ブレイン総合会計代表社員 平成18年12月 株式会社パートナーズ・ホールディングス取締役 平成20年4月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役(現任) 平成28年6月 当社 監査役 平成30年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	—
計						39,000

- (注) 1. 取締役瀬戸恒彦及び天野直樹、堀江明弘は、社外取締役であります。
2. 平成30年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成30年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年6月25日開催の定時株主総会において定款の一部変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。
- なお、金井直人は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員を選定することにより実効性のある監査が可能となるためであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが、重要な経営課題であると考えております。

株主や投資家の皆様、顧客、地域社会、取引先、従業員等あらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令遵守のもと、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

①コーポレート・ガバナンスの体制

a. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指し、平成30年6月25日開催の第3期定時株主総会の承認をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役7名で構成されております。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督するとともに、経営判断の原則に基づき迅速に意思決定を行っております。

<監査等委員会>

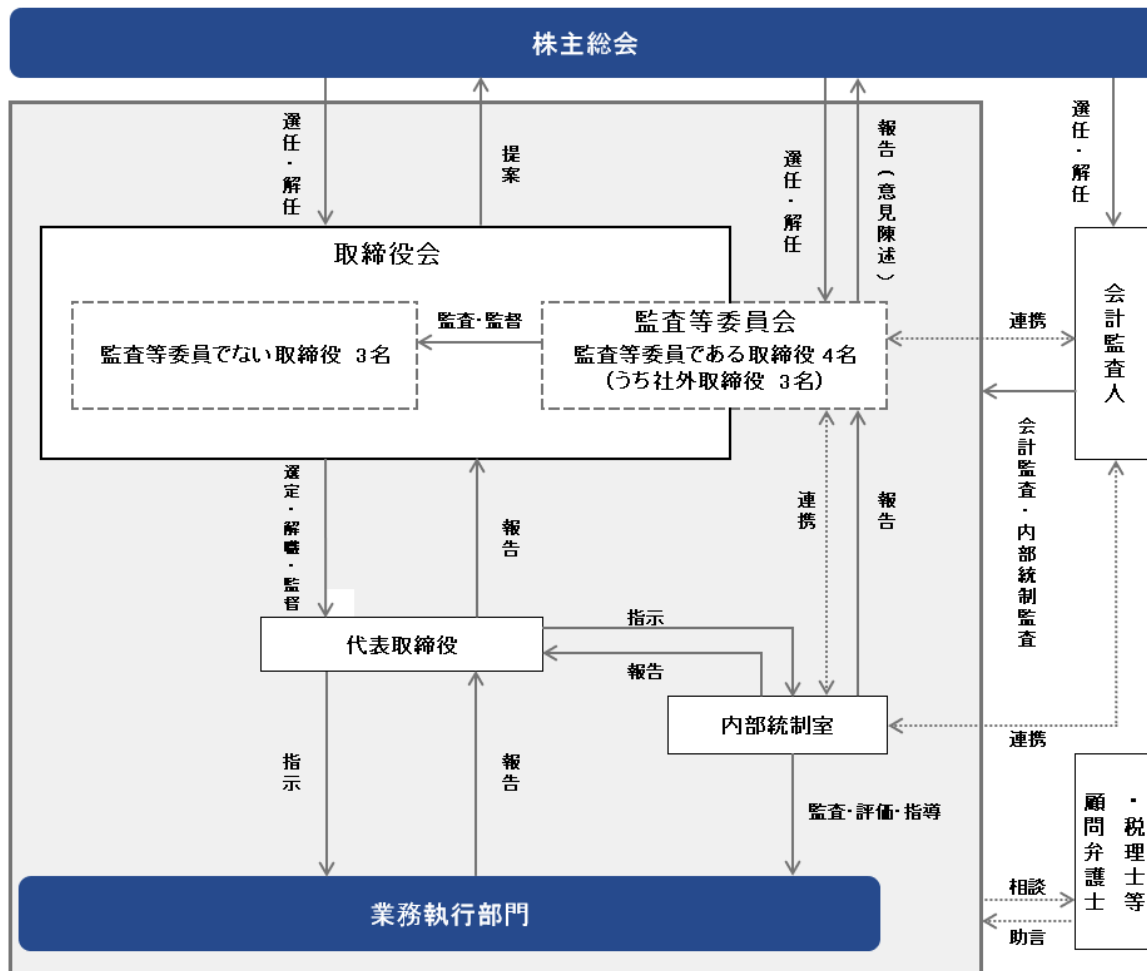
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役は3名）で構成されており、監査等委員である取締役が取締役会で議決権をもつことにより、監査・監督機能の強化と積極的な経営への参画を図ることができます。

社外の視点を持つ委員が大半を占める同委員会では、株主やその他のステークホルダーの視点を踏まえた意見が活発に提起され、意思決定プロセスの透明性の向上が期待できます。また、内部統制室及び会計監査人と連携しての監査や、事業所に出向いての往査も行っております。監査上の重要課題等については、代表取締役との意見交換を3ヵ月に1度開催し、公正な意見陳述を行っております。

b. 当該体制を採用する理由

企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



c. 内部統制システムの整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき整備・運用を図っております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
 - (2) 法令遵守の教育研修を実施し、法令及び企業倫理遵守の意識向上を図る。
 - (3) 業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制担当が「内部統制規程」に基づき、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。
 - (4) 各部門にて業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査担当が継続的に監視する。
 - (5) 内部監査や内部統制評価の結果は代表取締役及び監査等委員会に速やかに報告し、対策を講じる。
 - (6) 「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役及び取締役会、監査等委員会へ報告し対策を講じる。
 - (7) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」等に従い保存及び管理を適正に実施する。
 - (2) 監査等委員が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別及び総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。

- (2)各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
 - (3)財務報告の信頼性にかかわるリスクの管理については、内部統制室が各部門をモニタリングし、代表取締役及び監査等委員会へ報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
 - (2)取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」及び「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
5. 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
 - ・当社は、親会社の定時取締役会（必要に応じて臨時取締役会）において、当社の取締役より定期的に状況の報告を行う。
 - (2)当社の損失の危険の管理に関する親会社への報告及びその他の体制
 - ・親会社のリスク管理委員会において、当社の取締役よりリスク管理状況の報告を行う。
 - ・必要に応じて親会社の内部統制監査を受け入れ、グループ全体の内部統制の実効性を高める。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- (1)「監査等委員会規則」に基づき監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助する従業員として、必要な人員を配置する。
 - (2)業務部長は、当該従業員の異動及び評価については、監査等委員会の同意を得る。
 - (3)当該従業員が他部署の従業員を兼務する場合には、監査等委員会業務に関する当該従業員への指示は監査等委員会より直接行われるものとする。
7. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1)取締役及び従業員は、法定事項及び社内規程事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。
 - ・決定事項、事業等のリスクその他の重要事項
 - ・当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項
 - ・その他業務執行に関する重要な事項
 - (2)上記に定めのない事項でも、監査等委員会は取締役及び従業員に報告及び調査を要請できる。
 - (3)上記報告が内部通報による場合、「内部通報規程」の規定に基づき通報内容を監査等委員会に速やかに報告する。また通報者等を保護し、不利益な取扱いを行ってはならない。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。
 - (2)監査等委員は、主な事業所の往査を実施する。
 - (3)監査等委員は、内部統制室及び会計監査人と連携して、監査の適正性と実効性の向上に努める。
 - (4)監査等委員は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、3ヵ月に1回代表取締役との意見交換を行う。
 - (5)監査等委員は、法令遵守及び内部通報の体制に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - (6)監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または債務の処理を求めた場合は、必要性が認められない場合を除き速やかに当該処理をする。
- d. 内部監査及び監査等委員会監査の状況
- 当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部統制室（人員2名）により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び従業員の職務の執行が、法令、定款、社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果は、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査等委員による監査につきましては、毎月1回の定時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有や意見交換を行っております。また、取締役会に監査等委員が出席するほか、重要な社内会議には常勤監査等委員が出席し、経営に関する監視機能をはたしております。

内部統制室、監査等委員及び会計監査人は適時に協議、意見交換を行い連携する体制となっており、連携しての監査や事業所に出向いての往査も行っております。

e. 会計監査の状況

会計監査の業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

監査法人：有限責任 あずさ監査法人

業務を執行した公認会計士名：指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 叙男

指定有限責任社員 業務執行社員 川口 靖仁

監査業務に係る主な補助者の構成：公認会計士4名、その他5名

(注) 1. 継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

2. その他は、米国公認会計士、公認会計士試験合格者及び年金数理人であります。

3. 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

f. 社外取締役（監査等委員）

当社の社外取締役は3名、うち監査等委員である社外取締役は3名であります。

監査等委員である社外取締役瀬戸恒彦氏は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長、一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事、及び一般社団法人介護福祉指導教育推進機構監事を兼務されておりますが、これらの兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。同氏は、介護保険制度に関する専門的知見を有しており、また長年の行政勤務を通じて、介護・高齢福祉、障がい福祉、子育て支援等幅広い分野における見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、リスク管理ならびに内部監査について必要な発言を行っております。今後も社外取締役として豊富な専門知識・経験等を反映した職務を適切に遂行できるものとして判断しております。

監査等委員である社外取締役天野直樹氏は、永井・天野法律事務所パートナーを兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。同氏は、弁護士資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門的知見及び豊富な経験のもと、法的な観点等から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、リスク管理ならびに内部監査について必要な発言を行っており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものとして判断しております。

監査等委員である社外取締役堀江明弘氏は、株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役を兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。同氏は、公認会計士としての独立した立場から財務及び会計に関する相当程度の知見をもって取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、財務ならびに内部監査について必要な発言を行っており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものとして判断しております。

当社において、社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、選任しております。

②リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の充実・強化に努めております。この規程は、当社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備及び発生したリスクへの対応等について定め、業務の円滑な運営に資することを目的としております。

取締役管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各分野の所轄部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「過重労働」「自然災害」「制度改正」等のリスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	38,100	38,100	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,800	8,800	—	—	—	1
社外取締役	4,000	4,000	—	—	—	1
社外監査役	9,200	9,200	—	—	—	2

(注) 当社は平成30年6月25日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。上記、監査役の報酬及び員数は当移行前の期間に係るものであります。

b. 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬額の決定方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

(a) 業績向上意欲を保持し、優秀な人材を確保することが可能な水準であること。

(b) 経営環境の変化を考慮し、経営内容を勘案した水準であること。

(c) 経営計画の進捗及び達成状況を踏まえた適切なインセンティブを付与すること。

上記の方針を踏まえ、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、取締役会で決定しております。

④株式の保有状況

該当事項はありません。

⑤役員の数

当社の取締役（監査等委員であるものは除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑥取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行い、かつ累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a. 当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

b. 当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは取締役が期待された役割を十分発揮できるように取締役の責任を軽減するためであります。

⑩責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,300	—	17,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等から年度監査計画の提示を受け、その監査内容、監査時間数等について双方協議し、有効性及び妥当性を勘案したうえで、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）及び当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、社外専門組織からの会計に関する情報の取得を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	879,730	1,353,415
売掛金	838,040	907,275
貯蔵品	3,907	2,774
前払費用	35,336	44,968
繰延税金資産	30,036	32,638
その他	9,622	12,444
貸倒引当金	△3,425	△5,133
流動資産合計	1,793,248	2,348,383
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,696	12,465
減価償却累計額	△3,093	△4,265
建物（純額）	8,603	8,200
工具、器具及び備品	23,107	23,567
減価償却累計額	△10,305	△15,224
工具、器具及び備品（純額）	12,801	8,343
有形固定資産合計	21,405	16,543
無形固定資産		
ソフトウェア	8,216	8,758
無形固定資産合計	8,216	8,758
投資その他の資産		
破産更生債権等	4,148	2,988
長期前払費用	4,228	2,036
繰延税金資産	12,902	17,177
敷金及び保証金	89,399	96,583
貸倒引当金	△4,148	△2,988
投資その他の資産合計	106,530	115,797
固定資産合計	136,151	141,098
資産合計	1,929,400	2,489,481

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	473,615	603,771
未払費用	14,204	14,814
未払法人税等	70,166	92,480
未払消費税等	133,646	156,969
預り金	84,831	158,454
賞与引当金	49,061	50,884
返金引当金	7,023	4,280
店舗閉鎖損失引当金	—	2,338
その他	49	1,492
流動負債合計	832,599	1,085,485
固定負債		
退職給付引当金	34,316	46,336
資産除去債務	748	858
その他	—	822
固定負債合計	35,064	48,017
負債合計	867,663	1,133,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	600,000	600,000
資本剰余金合計	600,000	600,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	361,736	655,978
利益剰余金合計	361,736	655,978
株主資本合計	1,061,736	1,355,978
純資産合計	1,061,736	1,355,978
負債純資産合計	1,929,400	2,489,481

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,511,079
売掛金	836,885
貯蔵品	2,421
前払費用	39,329
その他	12,722
貸倒引当金	△4,711
流動資産合計	2,397,727
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	7,687
工具、器具及び備品（純額）	6,944
有形固定資産合計	14,631
無形固定資産	
ソフトウェア	17,358
無形固定資産合計	17,358
投資その他の資産	
破産更生債権等	2,444
長期前払費用	1,598
繰延税金資産	49,815
敷金及び保証金	93,976
貸倒引当金	△2,444
投資その他の資産合計	145,391
固定資産合計	177,381
資産合計	2,575,108
負債の部	
流動負債	
未払金	604,782
未払費用	11,938
未払法人税等	85,164
未払消費税等	112,801
預り金	159,226
賞与引当金	53,975
返金引当金	4,170
その他	46
流動負債合計	1,032,105
固定負債	
退職給付引当金	55,403
資産除去債務	858
その他	692
固定負債合計	56,954
負債合計	1,089,060
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	600,000
利益剰余金	786,048
株主資本合計	1,486,048
純資産合計	1,486,048
負債純資産合計	2,575,108

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	6,788,602	7,734,339
売上原価	5,813,187	6,617,507
売上総利益	975,415	1,116,832
販売費及び一般管理費	※ 514,974	※ 623,370
営業利益	460,440	493,462
営業外収益		
受取利息	6	10
受取補償金	—	2,506
助成金収入	—	910
その他	489	51
営業外収益合計	495	3,478
営業外費用		
支払利息	90	—
障害者雇用納付金	5,650	6,700
その他	169	59
営業外費用合計	5,909	6,759
経常利益	455,026	490,181
税引前当期純利益	455,026	490,181
法人税、住民税及び事業税	164,543	174,816
法人税等調整額	△9,665	△6,877
法人税等合計	154,877	167,939
当期純利益	300,149	322,242

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※	5,325,876	91.6	6,137,637	92.7
II 経費		487,311	8.4	479,869	7.3
当期売上原価		5,813,187	100.0	6,617,507	100.0

(注) ※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
求人費 (千円)	243,904	228,742

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	4,096,710
売上原価	3,475,739
売上総利益	620,970
販売費及び一般管理費	※ 366,234
営業利益	254,736
営業外収益	
受取利息	5
助成金収入	836
その他	59
営業外収益合計	901
営業外費用	
株式公開費用	2,000
障害者雇用納付金	3,356
営業外費用合計	5,356
経常利益	250,280
税引前四半期純利益	250,280
法人税等	85,210
四半期純利益	165,069

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	600,000	600,000	61,587	61,587	761,587	761,587
当期変動額							
剰余金の配当							—
当期純利益				300,149	300,149	300,149	300,149
当期変動額合計	—	—	—	300,149	300,149	300,149	300,149
当期末残高	100,000	600,000	600,000	361,736	361,736	1,061,736	1,061,736

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	600,000	600,000	361,736	361,736	1,061,736	1,061,736
当期変動額							
剰余金の配当				△28,000	△28,000	△28,000	△28,000
当期純利益				322,242	322,242	322,242	322,242
当期変動額合計	—	—	—	294,242	294,242	294,242	294,242
当期末残高	100,000	600,000	600,000	655,978	655,978	1,355,978	1,355,978

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	455,026	490,181
減価償却費	10,110	8,772
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,281	548
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12,395	1,822
返金引当金の増減額 (△は減少)	△4,435	△2,743
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	—	2,338
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	7,615	12,020
受取利息	△6	△10
支払利息	90	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△68,309	△69,235
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,877	1,133
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△2,517	△12,452
未払金の増減額 (△は減少)	△6,409	131,194
未払消費税等の増減額 (△は減少)	30,259	23,323
預り金の増減額 (△は減少)	20,570	73,622
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	8,971	2,052
その他	△6,453	3,741
小計	456,312	666,311
利息の受取額	6	8
利息の支払額	△90	—
法人税等の支払額	△140,774	△152,503
営業活動によるキャッシュ・フロー	315,453	513,817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△13,292	△1,334
無形固定資産の取得による支出	△6,162	△3,223
敷金及び保証金の差入による支出	△7,154	△10,542
敷金及び保証金の返還による収入	3,984	2,967
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,625	△12,132
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	—	△28,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△28,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	292,828	473,685
現金及び現金同等物の期首残高	586,902	879,730
現金及び現金同等物の期末残高	※ 879,730	※ 1,353,415

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	250,280
減価償却費	3,843
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△966
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,091
返金引当金の増減額 (△は減少)	△109
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△2,338
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9,067
受取利息	△5
株式公開費用	2,000
売上債権の増減額 (△は増加)	70,389
たな卸資産の増減額 (△は増加)	352
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	5,361
未払金の増減額 (△は減少)	△1,660
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△44,167
預り金の増減額 (△は減少)	771
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△4,321
その他	1,097
小計	292,685
利息の受取額	5
法人税等の支払額	△92,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	200,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△210
無形固定資産の取得による支出	△9,782
敷金及び保証金の差入による支出	△616
敷金及び保証金の返還による収入	3,108
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△35,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△35,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	157,663
現金及び現金同等物の期首残高	1,353,415
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,511,079

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額に基づき計上しております。

(3) 返金引当金

人材紹介手数料の返金等の負担に備えるため、過去の返金実績率等に基づき、返金損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額に基づき計上しております。

(3) 返金引当金

人材紹介手数料の返金等の負担に備えるため、過去の返金実績率等に基づき、返金損失見込額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(追加情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20.7%、当事業年度17.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79.3%、当事業年度82.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料及び手当	156,048千円	196,324千円
賞与引当金繰入額	25,786	30,054
退職給付費用	2,798	2,913
広告宣伝費	36,349	66,476
減価償却費	8,140	7,056
貸倒引当金繰入額	6,233	3,119

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,400,000	—	—	1,400,000
合計	1,400,000	—	—	1,400,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	28,000	利益剰余金	20	平成29年3月31日	平成29年6月21日

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,400,000	—	—	1,400,000
合計	1,400,000	—	—	1,400,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	28,000	20	平成29年3月31日	平成29年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	35,000	利益剰余金	25	平成30年3月31日	平成30年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	879,730千円	1,353,415千円
現金及び現金同等物	879,730	1,353,415

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、自己資金を有効活用するとともに、資金調達が必要となった場合には、主に銀行借入等によって調達いたします。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は発生しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	879,730	879,730	—
(2) 売掛金	838,040		
貸倒引当金(※)	△3,425		
	834,614	834,614	—
資産計	1,714,344	1,714,344	—
(1) 未払金	473,615	473,615	—
(2) 未払法人税等	70,166	70,166	—
(3) 未払消費税等	133,646	133,646	—
(4) 預り金	84,831	84,831	—
負債計	762,259	762,259	—

(※) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年3月31日)
敷金及び保証金	89,399

敷金及び保証金については、償還時期の合理的な見積りが不能で、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	879,730	—	—	—
売掛金	838,040	—	—	—
合計	1,717,770	—	—	—

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、自己資金を有効活用するとともに、資金調達が必要となった場合には、主に銀行借入等によって調達いたします。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は発生しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,353,415	1,353,415	—
(2) 売掛金	907,275		
貸倒引当金 (※)	△5,084		
	902,190	902,190	—
資産計	2,255,606	2,255,606	—
(1) 未払金	603,771	603,771	—
(2) 未払法人税等	92,480	92,480	—
(3) 未払消費税等	156,969	156,969	—
(4) 預り金	158,454	158,454	—
負債計	1,011,675	1,011,675	—

(※) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成30年3月31日)
敷金及び保証金	96,583

敷金及び保証金については、償還時期の合理的な見積りが不能で、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,353,415	—	—	—
売掛金	907,275	—	—	—
合計	2,260,690	—	—	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づく退職一時金制度(非積立型制度であります。)を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	33,112千円
勤務費用	6,009
利息費用	158
数理計算上の差異の発生額	6,072
退職給付の支払額	△1,090
退職給付債務の期末残高	44,262

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	44,262千円
未認識数理計算上の差異	△9,945
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,316
退職給付引当金	34,316
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,316

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	6,009千円
利息費用	158
数理計算上の差異の費用処理額	2,538
確定給付制度に係る退職給付費用	8,706

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	当事業年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.02~0.82%
予想昇給率	0.89%

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づく退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	44,262千円
勤務費用	7,648
利息費用	261
数理計算上の差異の発生額	12,434
退職給付の支払額	△95
退職給付債務の期末残高	64,511

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	64,511千円
未認識数理計算上の差異	△18,174
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	46,336
退職給付引当金	46,336
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	46,336

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	7,648千円
利息費用	261
数理計算上の差異の費用処理額	4,206
確定給付制度に係る退職給付費用	12,116

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	当事業年度 (平成30年3月31日)
割引率	0.05～0.98%
予想昇給率	0.88%

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権(平成28年7月27日発行)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 161名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 133,500株
付与日	平成28年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。 ②新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会決議により承認された場合にのみ新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。 ④新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ⑤その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自平成30年7月23日 至平成38年7月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権（平成28年7月27日発行）
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	133,500
失効	—
権利確定	—
未確定残	133,500
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権（平成28年7月27日発行）
権利行使価格（円）	567
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産方式により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 28,168千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権（平成28年7月27日発行）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 161名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 133,500株
付与日	平成28年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。 ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。 ②新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会決議により承認された場合にのみ新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。 ④新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ⑤その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自平成30年7月23日 至平成38年7月13日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権（平成28年7月27日発行）
権利確定前（株）	
前事業年度末	133,500
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	133,500
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権（平成28年7月27日発行）
権利行使価格（円）	567
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産方式により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 56,337千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	716千円
賞与引当金	16,803
地方法人特別税	1,891
返金引当金	2,405
退職給付引当金	11,681
未払事業税	4,514
障害者雇用納付金	1,935
その他	3,158
繰延税金資産合計	43,107
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△168
繰延税金負債合計	△168
繰延税金資産の純額	42,938

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	902千円
賞与引当金	17,320
地方法人特別税	2,446
返金引当金	1,457
店舗閉鎖損失引当金	796
退職給付引当金	15,777
未払事業税	5,824
障害者雇用納付金	2,280
その他	3,190
繰延税金資産合計	49,995
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△179
繰延税金負債合計	△179
繰延税金資産の純額	49,815

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	人材派遣	紹介予定派遣	人材紹介	委託	教育研修	合計
外部顧客への売上高	5,711,739	385,000	518,120	146,550	27,190	6,788,602

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%以上を占める顧客がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	人材派遣	紹介予定派遣	人材紹介	委託	教育研修	その他	合計
外部顧客への売上高	6,727,767	264,602	554,012	156,745	31,033	178	7,734,339

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%以上を占める顧客がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引
記載すべき重要な取引はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報
株式会社ソクイ（東京証券取引所に上場）

 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引
記載すべき重要な取引はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報
株式会社ソクイ（東京証券取引所に上場）

 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	758.38円
1株当たり当期純利益金額	214.39円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	300,149
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	300,149
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数1,335個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	968.56円
1株当たり当期純利益金額	230.17円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	322,242
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	322,242
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数1,335個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
給料及び手当	115,664千円
賞与引当金繰入額	16,796
退職給付費用	2,560
貸倒引当金繰入額	△463

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	1,511,079千円
現金及び現金同等物	1,511,079

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	35,000	25	平成30年3月31日	平成30年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	117円91銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	165,069
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	165,069
普通株式の期中平均株式数(株)	1,400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,696	769	—	12,465	4,265	1,172	8,200
工具、器具及び備品	23,107	460	—	23,567	15,224	4,918	8,343
有形固定資産計	34,803	1,229	—	36,033	19,489	6,091	16,543
無形固定資産							
ソフトウェア	10,753	3,223	—	13,976	5,218	2,681	8,758
無形固定資産計	10,753	3,223	—	13,976	5,218	2,681	8,758
長期前払費用	9,837	123	6,143	3,817	1,780	987	2,036

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,574	6,334	2,776	3,009	8,122
賞与引当金	49,061	50,884	49,061	—	50,884
返金引当金	7,023	4,280	—	7,023	4,280
店舗閉鎖損失引当金	—	2,338	—	—	2,338

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収及び洗替による取崩額であります。

2. 返金引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	440
預金 普通預金	1,352,975
小計	1,352,975
合計	1,353,415

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
高知県	55,005
香川県	29,899
福岡県	16,742
社会福祉法人さくら福祉会	15,403
株式会社ツクイ	10,261
その他	779,962
合計	907,275

売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
838,040	8,355,353	8,286,118	907,275	90.1	38

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
クオカード	1,920
事務用品等	854
合計	2,774

② 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額 (千円)
従業員未払給与	431,504
従業員未払社会保険料	131,467
株式会社リクルートホールディングス	7,560
Indeed Japan株式会社	3,400
富士ゼロックス神奈川株式会社	3,186
その他	26,654
合計	603,771

ロ. 未払消費税等

区分	金額 (千円)
消費税及び地方消費税	156,969
合計	156,969

ハ. 預り金

区分	金額 (千円)
従業員厚生年金保険料	80,360
従業員健康保険料	48,463
従業員所得税	14,832
青森県	5,172
従業員住民税	4,864
その他	4,759
合計	158,454

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告による公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://corp.tsukui-staff.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 4月27日	株式会社 ツクイ 代表取締役社長 津久井 宏	横浜市港 南区上大 岡西 1-6-1	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	三宅 篤彦	神奈川県茅 ヶ崎市	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の代 表取締役社長) (注) 4	14,000	7,000,000 (500) (注) 6	経営参画 意識向上 のため
平成28年 4月27日	株式会社 ツクイ 代表取締役社長 津久井 宏	横浜市港 南区上大 岡西 1-6-1	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	平野 裕	横浜市戸塚 区	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の取 締役)(注) 4	10,000	5,000,000 (500) (注) 6	経営参画 意識向上 のため
平成28年 4月27日	株式会社 ツクイ 代表取締役社長 津久井 宏	横浜市港 南区上大 岡西 1-6-1	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	田村 雅人	さいたま市 北区	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の取 締役)(注) 4	10,000	5,000,000 (500) (注) 6	経営参画 意識向上 のため
平成28年 9月29日	株式会社 ツクイ 代表取締役社長 津久井 宏	横浜市港 南区上大 岡西 1-6-1	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	金井 直人	横浜市旭区	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社の監 査役) (注) 4. 5.	5,000	2,835,000 (567) (注) 6	監査意識 向上のため
平成28年 9月29日	株式会社 ツクイ 代表取締役社長 津久井 宏	横浜市港 南区上大 岡西 1-6-1	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	ツクイスタッ フ従業員持株 会 理事長 久保田 勝	横浜市港南 区上大岡西 1-6-1	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)(注) 4	60,000	34,020,000 (567) (注) 6	従業員の 福利厚生 充実のため
平成28年 12月29日	株式会社 ツクイ 代表取締役社長 津久井 宏	横浜市港 南区上大 岡西 1-6-1	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	ツクイスタッ フ従業員持株 会 理事長 久保田 勝	横浜市港南 区上大岡西 1-6-1	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)(注) 4	85,000	48,195,000 (567) (注) 6	従業員の 福利厚生 充実のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該請求提出により提出された記録を検査した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社ならびにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)ならびにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
5. 金井直人は、平成30年6月25日付で取締役(常勤監査等委員)に就任しております。

6. 移動価格は、純資産価額方式を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、当事者間の協議により決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成28年7月27日
種類	第1回新株予約権（ストックオプション）
発行数	普通株式 133,500株
発行価格	567円（注）2.
資本組入額	284円
発行価額の総額	75,694,500円
資本組入額の総額	37,914,000円
発行方法	平成28年7月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

（注）1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等ならびにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合は、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項についての確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取り消しの措置を取るものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成30年3月31日であります。
2. 発行価格は、修正純資産法により算定された価格であります。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	567円
行使期間	平成30年7月23日から 平成38年7月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

2【取得者の概況】

平成28年7月14日開催の取締役会決議及び平成28年7月22日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
三宅 篤彦	神奈川県茅ヶ崎市	会社役員	3,000	1,701,000 (567)	特別利害関係者等(大株主上位10名、 当社の代表取締役社長)
平野 裕	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	3,000	1,701,000 (567)	特別利害関係者等(大株主上位10名、 当社の取締役)
田村 雅人	埼玉県さいたま市北区	会社役員	3,000	1,701,000 (567)	特別利害関係者等(大株主上位10名、 当社の取締役)
下村 光輝	千葉県市川市	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
久保田 勝	神奈川県横浜市中区	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
内藤 哲郎	神奈川県横浜市港南区	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
土井 貞和	岩手県盛岡市	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
小澤 伸行	東京都台東区	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
嶽下 一也	千葉県船橋市	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
村松 淳子	神奈川県横浜市西区	会社員	3,000	1,701,000 (567)	当社の従業員
山中 正寿	宮城県仙台市青葉区	会社員	2,000	1,134,000 (567)	当社の従業員
桐村 浩一	東京都板橋区	会社員	2,000	1,134,000 (567)	当社の従業員
佐藤 博	山形県山形市	会社員	2,000	1,134,000 (567)	当社の従業員
兼岩 友希	愛知県東海市	会社員	2,000	1,134,000 (567)	当社の従業員
鎌倉 誠	広島県広島市南区	会社員	2,000	1,134,000 (567)	当社の従業員
武田 卓	高知県高知市	会社員	2,000	1,134,000 (567)	当社の従業員

(注) 新株予約証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)148名、割当株式の総数91,500株に関する記載は省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ツクイ(注)1.5.	神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1	1,216,000	79.30
ツクイスタッフ従業員持株会(注)5.	神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1	145,000	9.46
三宅 篤彦(注)2.5.	神奈川県茅ヶ崎市	17,000 (3,000)	1.11 (0.20)
平野 裕(注)3.5.	神奈川県横浜市戸塚区	13,000 (3,000)	0.85 (0.20)
田村 雅人(注)3.5.	埼玉県さいたま市北区	13,000 (3,000)	0.85 (0.20)
金井 直人(注)4.5.	神奈川県横浜市旭区	5,000	0.33
下村 光輝(注)8.	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
久保田 勝(注)8.	神奈川県横浜市中区	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
内藤 哲郎(注)8.	神奈川県横浜市港南区	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
土井 貞和(注)8.	岩手県盛岡市	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
小澤 伸行(注)8.	東京都台東区	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
嶽下 一也(注)8.	千葉県船橋市	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
村松 淳子(注)8.	神奈川県横浜市西区	3,000 (3,000)	0.20 (0.20)
山中 正寿(注)8.	宮城県仙台市青葉区	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
桐村 浩一(注)8.	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
佐藤 博(注)8.	山形県山形市	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
兼岩 友希(注)8.	愛知県東海市	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
鎌倉 誠(注)8.	広島県広島市南区	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
武田 卓(注)8.	高知県高知市	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
所有株式数1,000株の株主35名(注)8.	—	35,000 (35,000)	2.28 (2.28)
所有株式数500株の株主113名(注)8.	—	56,500 (56,500)	3.68 (3.68)
計	—	1,533,500 (133,500)	100.00 (8.71)

(注)1. 特別利害関係者等(親会社)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役(常勤監査等委員))

5. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 当社の従業員であります。

平成30年11月5日

株式会社ツクイスタッフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクイスタッフの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクイスタッフの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年11月5日

株式会社ツクイスタッフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 叙男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 靖仁

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクイスタッフの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクイスタッフの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年11月5日

株式会社ツクイスタッフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクイスタッフの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第4期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツクイスタッフの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

